

婦人関係参考資料 1669

貸出資料

1963年の婦人に関する動き

労働省婦人少年局婦人課

労働省婦人少年局

は し が き

この資料は、1963年1月から12月までの1年間に於ける
婦人に関係ある問題や婦人団体の活動状況等を主として団体の
機関紙（誌）、日刊新聞、及び各都道府県婦人少年室の報告に
もとづき作成したものです。

1964年11月

労働省婦人少年局

1963年の婦人に関する動き

目 次

I	1963年の婦人の動向(概要)	1
II	婦人をめぐる社会のうごき	6
	1. 婦人及び婦人の生活に関する法律、判例	6
	2. 関係行政機関の動向、行事等	12
	3. 総選挙及び政党の婦人対策	25
III	婦人の組織活動	29
	1. 概 観	29
	2. 婦人及び婦人の生活に関連する要望	33
	3. 消費者保護	36
	4. 子女の教育	41
	5. 保健衛生・生活環境改善	42
	6. 平和運動	43
	7. 公明選挙・婦人の参政权行使	47
	8. 会合等	49
IV	国際交流	59
	1. 国連関係会議参加	59
	2. 婦人組織の国際的活動	59

3. その他婦人の海外視察等	60
4. 外国婦人の来日等	62
V 褒賞等	63
VI 地方のうごき	64
1. 婦人に関係ある行政機構のうごき	66
2. 婦人の組織活動	71

I. 1963年の婦人の動向（概要）

1963年には、衆議院議員総選挙（11月）と統一地方選挙（4月）が行なわれたが、その他には政治面において、大きな変動はなかった。経済面においては、高度経済成長のひずみが問題とされ、前年にひきつづく物価の上昇をめぐって、物価安定策が強調されたが、国民の消費水準はひきつづき上昇し、消費生活の平準化が進展した。社会面に目を向けると、三池三川鉱の爆発事故、横浜市鶴見区における国電事故などを筆頭とする不慮の事故死の増加、青少年の不良化問題などをめぐって世論が高まった年である。

このような動向を背景として、1963年の婦人のうごきのなかで、とくに、注目されるものとして、婦人の投票状況、婦人団体等の組織活動、都市家庭の主婦の生活、農村婦人の生活などについて、概要を述べることにする。

まず、衆議院議員総選挙における投票率をみると、婦人の投票率は70.0%で前回よりいくぶん低下したが、男子との投票率の差は2.4%で、前回よりいちぢるしく縮少し。戦後9回の総選挙のなかで男女の投票率の差は最も少ない。統一地方選挙においても、大まかにいって、婦人の投票率は前回に比べて、若干低下したが、男子の投票率の低下がいちじるしく、婦人の投票率はすべての選挙において男子のそれを上回った。

婦人団体の組織活動は、前年にひきつづき、消費者物価の安定、消費者保護行政の確立などをめぐって活動を行なわれた。子女の教育問題に対しては常に婦人団体は強い関心を示しているが、この年には、とくに、青少年の不良化対策や、いわゆる“カギッ子”対策が問題とされた。一方、高度経済成長のひずみに関連して、公害、清掃、交通安全など広い意

味での生活環境整備にも婦人団体がかなり積極的な動きを示した。

このようなプレッシャーグループとしての活動をしている婦人団体の、1963年における会員数の増加の傾向を見ると、終戦後からひきつづき活動をつづけている婦人団体のそれはほとんど動きがみられないが、36年から37年に新しく結成された婦人団体、一日本婦人教皇の会、新日本婦人の会、日本婦人会議一の急激な増加が注目される。一方、婦人団体とは性格を異にするが、青少年の不良化防止、児童の健全育成の立場から、母の会（警察防犯関係）母親クラブ（厚生省児童福祉関係）の組織化がすすめられた。しかし、一方においては、あとで述べるとおり農家主婦の労働過重や、農閑期における農家主婦の出かせぎ、都市において労働者家庭主婦の内職、いわゆる共かせぎなどの増加にみられるように、時間的余裕があれば少しでも多く現金収入を得ようとする傾向が強いため、婦人団体の会合への出席状況が悪く、その運営に影響を与えていることが指摘されている。

1963年において婦人に関係のある法律のうち、新しく制定されたものとしては、戦没者等の妻に対する特別金支給に関する法律があり、この年に注目された最高裁判決としては、性格の不一致を理由とする夫の離婚の申し立てが破棄差戻しとなった事例がある。

1963年において、前年にひきつづき関係行政機関において婦人の生活に関係のある行政がすすめられたが、本年度の新施策、行事の主なものとしては、厚生省における保田修学資金制度の実施、母子休養ホームの設置、厚生大臣を囲む家庭婦人の懇談会の開催、農林省における生鮮食料品モニターの設置、経済企画庁における国民生活向上審議会の「社会的な生活環境施設整備の基本方向に関する答申」「消費者保護

に関する答申」の提出などがある。

1963年は、最近数年来の経済の高度成長に関連して、都市家庭における婦人の生活の構造的な変化がより一層顕著になった。すなわち最近数年來、家賃の増加、家事労働の軽減をも

たらす電化製品の普及などによって主婦の余暇時間は増加し、主婦の教養活動が目につく。一方、消費水準の上昇、子女の教育費の増大にともなう家庭内職、パートタイム、雇用労働などにたずさわる主婦がふえ、いわゆる共かせぎ世帯が増加している。1963年には共かせぎ世帯の子供のなかにみられる、縄を持って遊んでいる子供、いわゆる「縄つ子」問題がとりあげられ、これに関連して、家庭の崩壊、児童の不良化などをめぐって共かせぎの是非、家庭福祉施策の必要が婦人団体や、マスコミ関係行政機関、有識者などの間で討議された。参考までに、共かせぎ世帯の増加傾向を総理府統計局労働力調査（38年10月）で見ると、有配偶者のある女子が雇用者として働いているものは218万人（12.7%）で前年同月にくらべると0.9%増である。

1962年ごろから地方公共団体において消費生活に関するモニターを主婦に委嘱する事例をみたが、1963年には若干の中央官庁、地方公共団体のほかに、民間企業においても家庭生活に関連のある食料品関係事業場、デパートなどで主婦にモニターを依頼する事例がみられつつはあるが、出てきている。また、消費生活に関する専門的な知識を身につけて社会的に活躍することを希望する主婦も少なくないようで、例えば、38年10月における日本消費者協会の消費生活コンサルタント講習修了者47人のうち、21人は主婦である。これらは、ごく限られた層の主婦の動きにすぎないが注目すべき新しい動向といえよう。

世論形成者としての主婦の活動も次第に活発になってきているようで、例えば「ワタ63年」における新聞の投書者についてみると、主婦の増加が注目されているものがある。

かわりに、農村婦人の生活に目をあけると、いちじるしい変化が見られ、関係団体、有識者などのありだて農家婦人の福祉施策の重要性が強調された。以下、当面している農家婦人の問題点について若干指摘しておこう。

1. 最近における男子労働力の流出、とくに、世帯主、あととりなどの在宅通勤、出かせぎなどは「ワタ63年」も前年にひきつづき増加の傾向がみられ、農業労働力の女性化、若令化は社会的にも注目されている。農業機械、農薬散布などに従事する婦人も少なくなりようど、地域によつては、水利管理に従事するなど、主婦の負担は過重になつてきている。一方、夫は都会的な生活になれ、妻が農家にとどまつて農作業に従事する結果、夫婦間の生活感情にギャップを生じる傾向が窺われ、時には深刻な問題にまで発展する例もあげられている。夫の出かせぎの長期化にもなつて、いわゆる「半年後家」などの増加が話題となり、「ワタ」回農協婦人大会において帰村休暇の必要が強調された。

2. 消費水準の上昇に伴つて農家においても相対的窮乏感が強く、少しでも多くの現金収入を得るために、農閑期において主婦が従来からの季節労働に加えて、土方、臨時工として働きに出る事例が多くなることが指摘されている。

3. 農家婦人の過労は、とくに、主婦農家にいちじるしい。例えば「農夫病」は一般的には減少しているのに対し、主婦農家では「農婦病」として増加の傾向を示している。「ワタ」回農協婦人大会においても過労が話題となり農家主婦の

健康管理の必要が強調された。

4. 農家主婦の過労の結果、家庭管理、子女の教育がますますおろそかになる傾向がみられる。これに対し、共同炊事・農業期保育所の常設化の必要が指摘され、なかには非農家の主婦が共同保育、共同炊事等を行なつて成功した例もある。

5. 労働力の不足をおぎなうために、県段階の農協婦人組織が仲介となつて、数百人の農家婦人が、10日間位、他県へ稲刈りの応援に行くという事例がみられるにいたつてゐる。

6. 部落の寄りあいや、農協の会合などから道路の補修、用水路の溝さらえなど、従来男子が行なつていた家の外の仕事への多くが主婦に移行してきている。消防活動も主婦の手で行なわれている例が少なくないようど、なかには、県地方課内に婦人防火クラブが設置されているところもある。

7. 農村において近代化が進展していると思われる反面、未だに封建的な慣行もかなり根づよく残存しているようである。このような慣行を打破するための運動、例えば、「足入れ婚」の追放運動、因習と迷信を打破する運動などが後進地域の婦人・青年団体で実施されている。

II 婦人をめぐる社会のうごき

ア、婦人に関係ある法律・判例

〔法律〕

○母子福祉資金の貸付等に関する法律の一部を改正する法律（昭和38年3月25日・法律第26号）

母子福祉資金貸付制度は今日まで、数次の改正が行われてきたが、今回さらに貸付資金として転宅資金が加えられた。また事業開始資金及び修学資金の貸付限度額の引き上げなどの改正が行われた。

1. 貸付けの種類に、転宅資金を加えること。転宅資金は住居を借りる際に必要な敷金等に充てる資金とし、貸付限度額は1万2千円、据置期間は貸付の日から6カ月、償還期限は3年以内、利子は年3分とすること。

2. 個人分の事業開始資金の貸付限度額を10万円から20万円に引き上げること。

3. 高校分の修学資金の貸付限度額を月額1,000円から1,500円に引き上げること。

4. 修学資金の貸付けにより就学した者が当該資金の支払期日において修業資金の貸付けにより修業しているときは、修学資金の償還について支払猶予ができることとする。

5. 利子等の収入のうち都道府県及び指定都市が貸付けに関する事務に要する費用に充当することのできる範囲を3分の1から2分の1に引き上げることなどが主な改正点である。

○戦没者等の妻に対する特別給付金支給に関する法律（昭和38年3月29日法律第61号）

日華事変以降において、戦闘その他、公務により死没した軍人、軍属、準軍属の遺族に対してはすでに恩給法、戦傷病者戦没者遺族等援護法などによって公務扶助料、遺族年金等支給の措置が講じられて来ているが、戦没者等の妻の置かれている特別の事情にかんがみ、今回この法律を設けて特別給付金を支給することとしたものである。

1. 特別給付金は、昭和12年7月7日以降に公務上負傷し、又は疾病にかかり、これにより死した者の妻であり、昭和38年4月1日において次の権利を有する者に支給する。
①旧軍人、旧準軍人、又は旧軍属に係る公務扶助料、②特別扶助料、③遺族年金、④特別遺族年金、⑤遺族給与金、⑥おとの陸軍又は海軍に配属された雇傭人に係る各省共済殉職年金。

2. 特別給付金の額は20万円とし、10年以内に償還すべき記名国債をもって交付する。

3. 特別給付金を受ける権利は、譲渡り又は担保に供することができない。

4. 特別給付金を受ける権利を有する者が特別給付金の請求をしないで死した場合、その相続人は自己の名で死した者の特別給付金を請求することができる。

5. 特別給付金を受ける権利は、3年間行なわれないときは、時効によって消滅する。

6. 特別給付金を受ける権利及び特別給付金に係る国債は差し押えることができない。

ク、租税、その他の公課は特別給付金を標準として課することができない。

ロ、特別給付金を受ける権利の裁定は、請求により厚生大臣が行なうこととし、政令によりその権限を都道府県知事等に委任できる。

ヲ、この法律は昭和38年4月1日から施行する。

○国民年金法及び児童扶養手当法の一部を改正する法律（昭和38年7月16日、法律第150号）

・国民年金法の一部改正

保険料を納めずに福祉年金を支給されている老令者、身体障害者、母子に対して年金支給額が増加されることになった。

1、老令福祉年金 12,000 円を 13,000 円にする。障害福祉年金 18,000 円を 21,600 円に、母子及び準母子福祉年金 12,000 円を 15,600 円に引き上げる。

2、所得による支給制限については受給権者本人の所得による支給停止の基準額 15 万円を 18 万円に引き上げる。扶養義務者の所得による支給停止の基準額 50 万円を 60 万円に引き上げる。

3、母子福祉年金の支給の要件となり、又は加算の対象となる子が重度の廃疾の状態にあるときは、その子の制限年令を20才未満に引き上げる。準母子福祉年金についても同様とすることになった。

・児童扶養手当法の一部改正

1、手当額については、月額児童1人の場合 800 円を 1,000 円に、2人の場合 1,400 円を 1,700 円に、3人以上の場合 1,400 円に3人以上の1人につき 400 円を加算することになっているのを、1,700 円に 400 円を加算する。

2、身体障害児の制限年令を国民年金法と同様に20才未満に延長することになった。

○失業保険法の一部を改正する法律（昭和38年7月6日、法律第162号）

一般失業保険の給付の改善、日雇失業保険金受給者に対する就労促進に関する措置の充実をねらいとした大幅な改正が行われた。特に、一般失業保険における扶養加算の実施等が従来の制度にない新たな制度として追加された。

受給資格者に扶養親族がある場合には、その者に支払われる失業保険金の日額は、扶養親族一人につき20円（子のうち1人を除いた子については10円）を加算されることになった。扶養加算の対象となる扶養親族の範囲は主としてその者により生計を維持されている配偶者（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様にある者を含む）、18才未満の子（18才以上の子のうち命令で定める廃疾の状態にあるものを含む）である。

○船員保険法の一部を改正する法律（昭和38年8月1日、法律第163号）

法律第162号と同じ扶養加算が実施されることになった。

○生活環境施設整備緊急措置法（昭和38年12月24日、法

律オノミヨ号)

下水、リ尿、ゴミ処理などの施設整備が非常に立ち遅れているうえに人口の都市集中や生活様式の合理化、農村での化学肥料普及などによって都市、農村ともにこれら下水、汚物処理が行きつまっているので早急に5カ年計画をたて、昭和38年度から42年まで施設整備を行なう。対象は生活環境施設整備事業、下水道整備事業、終末処理整備事業、リ尿処理施設整備事業、ゴミ処理施設整備事業である。

〔判例〕

○性格の不一致を理由とする離婚の申し立てが破棄差戻となった事例(最高裁昭和38年6月9日オニ小法廷)

判決要旨 一 この離婚訴訟は「性格の不一致と愛情の喪失によって共同生活を続けられない」として夫側が妻を相手どり訴訟をおこしたものである。オ一審の京都裁では請求棄却の判決をいけわたしたが、オニ審の大阪高裁では「夫妻は性格不一致の状態が長く続き、すでに夫婦としての愛情が欠われている。夫人は子供の将来を考え離婚を拒否しているが、愛情のない両親のもとでは子供たちの真の幸福は存在しないし、婚姻を継続しがたい重大な理由がある」と離婚を認める判決を下した。これを不服として夫人が最高裁の最終判断を求めていたものである。これに対し最高裁オニ小法廷は「性格不一致を理由に夫妻の離婚を認めたニ審判決は民法の離婚原因についての解釈を間違えている」と大阪高裁に裁判のやりなおしを命じた。さらに、「夫妻関係の破たんの原因をつくったものは離婚の請求はできない」とした。また、この判決を下すにあたり、離婚が与える子女の精神的苦痛と財産上の関係を重視している。夫婦は離婚により相手方の扶養を受ける権利を喪失するが、本件の場合、夫が公務員として永年勤続し、退職後は恩給を受ける権

利を有しており、妻が夫より永く生存するときは、遺族扶助料を支給されることになる。レかり離婚は永年妻として共同生活を送ることにより得たこの期待権を奪い去るものであり、老後の生活の安定に迷わざるを得なくなる。このことを斟酌しないうちに原判決には、民法の解釈適用を誤った法律違背があるとした。

○婚姻予約の不当破棄による慰籍料の請求が認められた事例(最高裁昭和38年9月5日オニ小法廷)

判決要旨 一 夫婦として共同生活を営む意志で、婚姻を約し長期間にわたり肉体的関係を継続し、双方の両親も男性方の大学卒業後は婚姻させてもよいとの考えで、当事者間の上記の関係を黙認していた。このような事情の下で男性が正当の理由がなく、その女性との婚姻を拒絶したときは、その女性は婚姻予約不履行による慰籍料を請求することが出来るとしたものである。判決においては「当事者がその関係を両親兄弟に打ちあけず、世上の習慣に従って結納を取かわり或は同棲しなかったとしても」婚姻予約の成立は認められ、損害賠償の対象となりうることを認めたものである。

○自動車事故の被害者を看護婦の資格ある主婦が看護した場合の主婦の損害賠償が認められた事例(名古屋地方裁判所民事部昭和38年3月5日)

判決要旨 一 自動車事故で入院した被害者(夫と子)のため看護婦の資格ある主婦が附添看護をしたので、その同主婦としての家事労働に従事することが出来なかった。したがって、「主婦としての休業補償費」として一般標準看護補助料金/日当り600円を基準(受知票)に損害賠償を慰謝料にプラスして提訴したものである。これに対する判決は「一般に主婦の家事労働は親族間の扶養義務又は夫婦間の協力扶助義務の履行としてされる訳ではあるが、この故にそれを財産的に評価できないうと解す

べきではなく、ただいかなる標準によりこれを算定すべきかが問題であるにすぎないと解すべきである。本件においては原告Aは原告B、この附添をしなが、本来であれば附添婦を雇いこれに附添料を支払うべきところ、看護婦の資格を有するためこれの代りを務めたのであるとし、その損害賠償として愛知県における看護補助者の料金を基準に算定することに認められたものである。なお、被告はこの判決を不服として、名古屋高等裁判所に控訴している。

2. 行政機関の動向、行状等

〔文部省関係〕

○高等学校学習内容の変更

昭和35年に入学する高等学校一年生から、教育内容が大きく変ることになった。これは35年10月に告示された学習指導要領改訂にともなうもので、必修科目を従来の39単位から普通課程では男子24単位、女子26単位、職業課程では52単位へと大幅に増加された。特に増加されたのは理科、数学であるが、このほか従来は選択科目であった外国語、芸術が必修となり、女子の家庭科も単位も必修になった。

○昭和35年度全国家庭教育研究会

文部省主催による全国家庭教育研究会が都道府県及び指定都市各一名の社会教育課関係者51名を集めて12月3、4の両日東京で開かれた。

「この研究会は家庭教育の重要性にかんがみ、その健全な振興をはかるために、教育行政上の課題を研究する」もので協議

のテーマは、「社会教育活動の中で、家庭教育に關する学習がどのように行なわれ、また、どのような問題があるか」というものである。これは35年の新規予算でおこなわれたもので、地区別研究会も全国5カ所で12月から39年2月にかけて行われる予定である。

○婦人団体幹部研究集会

文部省主催による婦人団体幹部研究集会が8月29、30、31の3日東京で開催された。「都道府県段階の婦人団体活動をどうすすめていくか」の統一テーマで都市、農村の2部会に分かれ研究討議が行われ、婦人学級と婦人団体の関係、消費者教育、政治教育、婦人会館の問題が中心になった。

各都府県地域婦人団体の幹部120名が参加した。

○オム回婦人教育外国研究活動

文部省では昭和35年以来、主として地域婦人団体の幹部を海外視察に派遣しているが、本年も15名を決定し、欧州A班、欧州B班、アメリカ班、カナダ班の4班に分かれ9月25日羽田を出発1カ月の視察旅行を行なった。

〔厚生省関係〕

○看護課の復活

厚生省医務局に看護課が復活した。看護課は23年7月に廃止、37年3月に廃止されたが、この4月1日に再発足することとなったもので、課長に永野典氏が就任した。

○保母修学資金貸与制度の実施

児童福祉施設などにおける保母が著しく不足しているため

に、その対策の一環として「保母修学資金貸与制度実施要綱」が定められ、昭和38年4月1日より実施されることになった。修学資金の貸与対象者は保母養成所に在学しているものであって、貸与期間は保母養成所に在学する期間で、月額3,000円以内で貸与される。この制度は、都道府県、指定都市が行なう保母修学資金貸与事業について国庫補助を行なうもので補助率は二分の一である。

○婦人保護事業実施要領等の決定

厚生省では、「悪習の形態が複雑多様化してきているに伴い、要保護女子の転落防止と保護更生をはかることを目的とする。婦人保護事業もその態勢の整備をはかる必要が出て来る」として、社会環境の浄化等に関する啓蒙活動を積極的に行ない、さらに事業の推進をはかるため、婦人保護事業実施要領、婦人相談所運営要綱及び婦人保護施設運営要綱を定め、38年4月1日から施行することになった。

○母子休養ホームの設置

厚生省では昭和38年度から新たに、低所得層の母子家庭、その他の家庭の母子に休養の場を与え健康の増進を図ることを目的とし、各都道府県に母子休養ホームを設けることになり母子休養ホーム設置要綱が定められた。利用者は、低所得層の母子家庭その他の家庭の母子とし、利用料は利用者の負担能力を勘案して低廉なものとする。施設の整備についてのみ国庫補助が行なわれる。昭和38年度は全国に4カ所設け、逐次拡充をはかる方針である。

○サリドマイド奇形児の医療保護施設の設置

厚生省は東京都南多摩郡多摩村の島田療育園と滋賀県大津

市の琵琶湖学園の二カ所をサリドマイド奇形児の医療保護施設とすることを決定した。なお、38年度予算案に島田療育園50ベット増設及び琵琶湖学園40ベット新設分として約4,000万円の補助金が計上された。

○家族計画普及運動

厚生省、社団法人日本家族計画連盟主催による家族計画普及運動が3月1日から31日までの期間中に、各都道府県、市町村並びに関係団体の定める1週間行なわれた。この運動は家族計画を国民の家庭の中に普及浸透させるため、市町村を単位とし地域組織活動、地域組織活動を活用するとともに、優生保護相談所、受胎調節実施指導員及び民間の関係団体の協力態勢を確立するもので、38年度の重点目標として、

①新婚世帯に対する正しい家族計画を普及する。②母体保護の立場から家族計画を強調し、人工妊娠中絶の乱用を防止する。③単に既婚の女性だけでなく、既婚の男性や結婚適令期の男女に反る普及運動をあげている。

○オモロ家族計画普及大会

厚生省、東京都、社団法人日本家族計画連盟、社団法人東京都家族計画協会の主催により、オモロ家族計画普及全国大会が10月23、24日の両日、東京で行なわれ、21日は家族計画普及事業功労者の表彰、講演「児童福祉の動向」(厚生省児童局長黒木利克氏)、研究発表等、22日は研究発表、特別講演「現代の家庭像について」(神奈川大学教授大熊信行氏)、シンポジウム「婚前指導をめぐって」等が行なわれた。

○結核予防週間

厚生省、都道府県、日本医師会、結核予防会主催による結核予防週間が9月24日～30日の1週間に行われ実施された。今回は「結核予防運動に主婦の力を結集しよう」と呼びかけ、主婦は家庭の管理者であり、まず、家庭から、そして村や町から結核をなくすためには主婦の力が必要であるとし、主婦が意欲的に実践活動に参加するよう婦人団体等に組織的な啓発を行なうよう呼びかけた。週間の重点目標として①健康診断の受診意欲を高めよう。②完全治療をすすめよう。③結核回復者の社会復帰を助けよう、を掲げ、期間中各防講座、相談所の開設、健康を守る主婦の集会などを行なった。

○栄養改善普及運動

厚生省では不合理な食生活を改善し、国民の文化的生活の向上をはかるため、栄養知識の啓蒙をはかり、栄養改善の実践意欲を喚起するための栄養改善普及運動を10月1日から1カ月間行なった。35年の運動目標としては、①昭和45年度を目標とした栄養基準量及び食糧構成基準の達成に努力すること、②見えざる飢餓—栄養不足に対する国民の認識を高めること、があげられた。

○厚生大臣を囲む家庭婦人の懇談会開催

この懇談会は厚生省において本年度はじめて実施されるもので金沢市で10月10日に開催され、その意図するところは家庭生活に關係の深い厚生行政を進める上での参考にすることである。厚生省からは、小林厚生大臣をはじめ、砂原政務次官、館林環境衛生局長、大山社会局長、黒木児童局長などが出席。石川県からは中面知事以下関係部課長らが出席し

た。また婦人を代表して民生委員、婦人団体代表、保健婦など25名が出席。家庭児童問題、青少年問題、心身障害者の福祉、低所得対策、母子、老人福祉、環境衛生問題などを中心に意見の交換を行なった。

○昭和35年全国社会福祉大会

厚生省、全国社会福祉協議会等の主催、労働省、文部省等の後援により、昭和35年全国社会福祉大会が「国民生活の変わりに対応した社会福祉のあり方」を主題として、10月28日から31日東京で開催され、1日、2日には各専門委員会にわかれて研究討議を行ない、最終日は総会として各社会福祉行政説明、特別講演(東京大学々長茅誠司氏)専門委員会の報告、決議、大会宣言等を行なった。なお2専門委員会では婦人福祉対策のあり方がとりあげられた。

○全国婦人相談員研修会

厚生省主催の21回全国婦人相談員研修会が2月25、26日東京でおこなわれた。婦人保護関係業務についての説明、講演ののち、「各地における虐待の実態及び転落防止と婦人福祉の問題」につき、各地の婦人相談員の研究発表がおこなわれた。参加者は全国から150名、なお10月30日、11月1日の2日にわたり21回全国婦人相談員研修会が100名出席で開催された。

○全国母子福祉大会

厚生省、全国未亡人団体協議会、全国社会福祉協議会主催による全国母子福祉大会が10月31日東京で開催された。本年は母子福祉資金の貸付等に関する法律制定10周年記念として開催され、母子福祉団体、母子福祉団体永年勤続者に

対する感謝状贈呈、母子福祉行政説明、大会処理報告に続き、母子福祉資金による更生の体験が発表された。なお、決議として、①結算付金の増額、入学準備金及び転居資金の新設等現行貸付法の改正、②母子福祉センターの国庫補助率を $\frac{1}{2}$ に引き上げ、その設置を法制化すること、③母子住宅の建設、④母の就労対策の確立、援産補導機関の設置、⑤母子福祉年金及び児童扶養手当の増額と子の年令引上げ、⑥税における寡婦控除の拡大が要望された。

○第7回全国母子衛生大会

厚生省、愛媛県主催の第7回全国母子衛生大会が11月19、20の両日松山市で、都道府県市保健所、市町村の母子衛生事業関係者、並びに母子衛生地域組織関係者、母子衛生関係医師、保健婦、助産婦が参集して開催された。大会1日は分科会活動で、1分科会は妊産婦、乳幼児の疾病予防と健康増進に関し①妊産婦の保健に関する問題②新生児の養育に関する問題③幼児期における育児上の諸問題、2分科会では母子保健対策の推進に関し①児童福祉行政における保健所の役割について②市町村における母子保健対策の方向と母子健康センターのあり方について、それぞれ研究討議が行われた。2日は総会で優良市区町村及び模範愛育団体の表彰が行われた。

〔農林省関係〕

○生鮮食料品モニターの設置

農林省は生鮮食料品の流通を円滑にするため、35年度から学識経験者らによる現地査察と、主婦によるモニター制度を採用することになった。赤城農相から学識者、消費者代表

言論機関関係者等30名のメンバーが要請され9月～10月中旬にかけ、大阪、東京の二カ所で、①産地の生産と出荷の事情、②中興卸売市場の施設と取引の事情、③小売店など末端流通機構の仕入と販売の事情、④流通各段階の輸送事情などを査察する。モニター制度については大都市に住む婦人で構成し、35年度東京230人、大阪110人で、①生鮮食料品の販売価格、②どの品目、量、包装、規格、③販売方法、④流通、消費の行政措置などを調べ報告することになった。

○農山漁家近代化センターの設置

昭和37年度には5県に設置されたが、35年度中には、岩手、青森、愛知、栃木、富根、岡山、高知、宮崎、佐賀の9県に設置された。このセンターは農民が地域の幸福に際し、近代的な家庭生活について実習するのための場であるが、最近、主婦労働に関して向題が多いため、共同炊事、共同洗濯等の主婦労働合理化のための設備を附属させることになった。

○第11回農家生活改善発表大会

農林省主催の第11回農家生活改善発表大会が3月4日から3日間むねり東京で開催された。この大会は全国1850名の生活改善普及員の指導する15355の生活改善実行グループ員のうち、各県から1名ずつ集まって日常実行している生活改善について話し合い、今後の改善に役立てようとするものである。①生活と農業をになう和溼がいつも健康で働くための工夫、②収入を最大に生かしたわが家の生活運営上の工夫の2テーマについての研究分科会、生活技術刊定競技会、総合研究発表会がこなわれた。

〔経済企画庁関係〕

○消費者物価対策連絡協議会の設置

大蔵、厚生、農林、通産、経済企画庁、労働など7省庁と総理府本部、公正取引委員会に、オブザーバーとして日本銀行を加え、この協議会は構成され、消費者物価の抑制策を検討した。この結果①砂糖、食肉の値上げを抑えるため砂糖につき緊急に輸入肉税等を引き下げ、食肉については牛肉の緊急輸入を行なう。②行政指導により都市ガス、NHK料金を値下げする。③協同組合環境衛生同業組合の悪質な価格協定や乱用を防ぐため協議会に生産性向上と取締り強化の二つの小委員会を作り満足させることなどが決定された。

○国民生活向上対策審議会答申

経済企画庁の諮問機関である国民生活向上対策審議会（会長東畑精一、アジア経済研究所長）は昭和30年7月発足後、二つの部会に分かれ審議を続けていたが、38年6月「社会的生活環境施設整備の基本方向に関する答申」「消費者保護に関する答申」を官庁企画庁長官に提出した。「社会的生活環境施設整備の基本方向に関する答申」の主な内容は①生活環境施設に関する総合的調査の必要性、②地域社会計画の確立と日常生活圏の整備、③生活環境施設整備の総合調査の必要性、④生活環境改善のための有効手段の確保、などがあげられている。

「消費者保護に関する答申」においては消費者保護の意義、消費者の権利と消費者の保護、消費者保護の方法、保護行政の現状と問題点を指摘し、消費者保護のための基本的方策としては、①消費者保護に関する法律の整備、②消費者が被った被害に対する救済処置の整備、③監視機構など消費者保護関係法の施行機関の整備強化、④消費者の意見を行政機関に反映すること、

⑤消費者組織の自主的活動の発展促進、⑥消費者教育ならびに消費者保護に関する広報活動の拡充、⑦消費者保護に関する研究機関の整備が答申されている。

〔労働省〕

○女子失業対策事業サービス職業訓練所の設置労働省では就職労働省では就職の困難な失業者に対して、家事サービス職業訓練を行ない、家事サービス職業への就職を図ることなどを目的として家事サービス職業訓練所を東京、大阪、神奈川、愛知、兵庫、広島、福岡、長崎の8都府県に設置することとなった。この訓練は都道府県が国の補助金を受けて実施するもので、38年度（会計年度）には東京、大阪、広島で開所された。入所対象者は、（1）公共職業安定所から入所のあっせんを受けた女子失業対策事業紹介資格者、及び（2）職業安定法第27条ノ項の規定によって就職促進の措置の対象者となっている35才以上の女子失業者である。訓練期間は3カ月、また、38年度（会計年度）における訓練期間中は訓練手当として日額360円、技能習得手当70円が支給される。

○家事福祉施設の設置

失業対策制度刷新改善措置の一環として、家事福祉施設が設置されることとなった。この施設は失業対策事業紹介対象者の女子であつて、前記の家事サービス職業訓練の課程を修了したもののうち就業機会が得られなかったものを雇用し、その生活の安定を図るとともに、家事処理について援助を必要とする家庭に対する家事援助業務を行なうため設置されるものである。この施設の設置運営は地方公共団体が法人に委託して行なうものであるが、国はこの設置運営費の $\frac{1}{2}$ を補助する。なお、38年度（会計年度）に設置されたのは広島

県のノカ所である。

○内職公共職業補導所

内職公共職業補導所は地方における内職行政の中心機関としての役割を興して来ているが、33年度中に新設されたのは、福島（併設）、石川、滋賀、和歌山、島根の5県である。これで内職公共職業補導所は35カ所となる。

○働く婦人の家

働く婦人の家は33年度中に石川県宇ノ気町、岡山県児島市、大阪府岸和田市に設置され、愛媛県今治市に建設中（12月末現在）である。これで既設働く婦人の家は9カ所になった。

○ホームヘルプ制度の実施

昭和35年以来、労働者家族の福祉対策の一環として「事業内ホームヘルプ制度」の普及推進をはかつて来だが33年12月末現在、本制度実施事業場数は159となっている。

なお、昭和33年度は、北海道、東京、神奈川、大阪、兵庫の各都道府県で計4回のホームヘルパー養成講習が実施された。

○第15回婦人週間

第15回婦人週間が4月10日から16日まで労働省主催により全国的に実施された。本年のテーマは「婦人が、社会的良心を生かし育てて明るい社会生活を築くよう努力する」として、①社会的良心について認識を深める、②婦人の役割を通して、社会的良心を生かし育てるよう努力するという重点項目がとりあげられた。週間中の中心的行事であるヤン

回全国婦人会議は4月10日から14日同労働省、日本放送協会の主催で東京で開催された。全国から選ばれた60人の会議員が「社会的良心と、婦人の役割について」という主題で人間性の尊重を基調とする市民的連帯感に支えられ、明るい社会生活が営まれるよう、婦人がそれぞれの立場で社会的良心を生かし、育てていくためにどうあるべきかを討議した。なお、各県でも地方婦人会議をはじめ多彩な行事が展開された。

なお、オノ5回婦人週間の特別来賓として、西独の保健大臣エリザベート・リュヴァルツハウプト文史が労働大臣の招待で来日、婦人週間の諸行事に参加された。

○国際婦人問題懇談会

労働省婦人少年局では6月22日静岡市で「国際的な婦人の地位について」と題する懇談会を開き、労働省谷野婦人少年局長のオノク四国連婦人の地位委員会の報告のあと懇談を行なった。

○第15回働く婦人の福祉運動

労働省婦人少年局主催による第15回働く婦人の福祉運動が9月15日から9月24日までの期間にわたって実施された。本年度の運動目標は「職場での経験をいかす機会をひろげよう」というもので、働く婦人の職業経験を尊重し、職場での教育訓練、配置、昇進、昇格などの機会が婦人にひろく与えられること、婦人自らも各自の職業経験と特性をいかしてその能力をたかめることの重要性を労使社会一般に知らせ、婦人の職業生活に対する理解を深めることにある。実施期間中、婦人労働問題地方研究会議、婦人の職業経験を職場でいかしているモデル事業場の実例発表会の開催等が実施された。

○婦人職場指導者セミナー

労働省婦人少年局主催による前記働く婦人の福祉運動の一環として、日本労働協会、婦人少年協会、東京婦人少年連の共催により、9月18日から21日まで婦人職場指導者セミナーが開催された。これは働く婦人の地位を高め、職場での経験と能力をいかして後輩の指導にあたる婦人の職場指導者としての資質を向上させるもので、参加資格は同一事業所に5年以上継続勤務しているもので、東京25名、地方26名の参加者があつた。

○ハインリッヒ・バルト博士との懇談会

労働省婦人少年局では面独家庭青少年問題省次官ハインリッヒ・バルト博士の来日を機会に10月8日日本労働協会と共催で同博士を招き青少年労働問題と家庭問題についての懇談会を東京で開催、家庭問題、青少年問題関係者および報道関係者が出席した。

○労働者家族福祉運動

10月15日より24日までの10日間労働者家族福祉運動が行なわれた。この福祉運動は例年実施しているものであるが、37年からは、5カ年計画による勤労者家庭生活向上運動の特別啓発活動もあわせて行なっており、消費生活向上運動の本年のテーマは「子供の教育の充実のために消費生活をととのえる」というものであつた。この運動期間中各地で勤労者家庭生活向上会議、主婦のための消費生活に関するセミナー・モデル地区生活技術指導が行なわれた。

○犯罪防止特別活動

犯罪防止法の徹底をはかり、根深い犯罪の根絶をなくし、

犯罪防止の実をあげるために例年のとおり12月20日～昭和39年1月31日まで犯罪防止特別活動が行なわれた。活動重点はつぎの4点であつた。①社会一般に犯罪問題に対する正しい考え方並びに風紀についての良識を涵養する。②犯罪問題の発生しやすい環境の浄化について各方面の協力態勢を強化する。③犯罪防止法の周知徹底をはかる。④犯罪行為の要因となつてゐる諸問題の把握につとめる。

3 総選挙及び政党の婦人対策

(1) オ30回総選挙及オ5回統一地方選挙

11月2日行なわれたオ30回衆議院議員総選挙の投票率は男女ともにかなり低く、それぞれ24.4%、20.0%で男子は戦後最低の投票率となつたのに対し、婦人は下位から見ても中位である。男女の投票率の差は2.4%で、前回(昭和35年)の4.8%にくらべいさむしく縮小し、戦後9回行なわれた総選挙のなかで最も男女差が少ない。

この総選挙では物価値上がりの問題が大きくとりあげられ、政治と生活との結びつきが強調されたところから主婦の関心はかなり高まったと見られている。婦人の立候補者は15名で、このうち4名が当選した。衆議院における婦人議員数は改選前と同数で、総数に占める婦人議員の割合は1.9%である。

第5回統一地方選挙は4月19日および20日に実施された。昭和37年5月公取選挙法が大いに改正された後の初の統一地方選挙であり、こんどの地方選挙は地方公共団体の約半数において行なわれた。

全般的に投票率は前回に比して若干ずつ低下しているが、婦人の投票率が男子の投票率をすべての種類の選挙において上回つた。従来男子の投票率が女子を上回つていた都道

府県の議会の議員および知事の選挙において今回初めて、婦人の投票率が男子を上回ったことが注目される。婦人の当選者の数は都道府県議会議員38名(昭和34年36名)、町村議会議員188名(34年、173名)と若干ずつ増加しているが、市議会議員は204名(34年210名)と減少している。

(2) 政党の婦人対策等

近年、各政党においては婦人対策についてその拡充強化がうたわれ、党の組織活動のうえでも重要な位置を占めている。1963年にあける各政党の婦人対策は次のとおりである。

自由民主党—婦人対策問題は党の組織活動上、又国民運動上主要な課題であるとして、1963年の党活動目標に①各種の婦人団体及び指導者と全国的に共通する諸問題を研究する協議会の開催、婦人団体指導者の養成をはかる。②農村における若年労働力の流出により、必然的にその労働が婦人に移行しているが、育児と生活や農業労働との問題、農村婦人の福祉施設の拡充、農山漁村婦人会議の開催③アジア婦人会議の開催、婦人指導者の国際交流、各国婦人の活動状況の研究、情報交換、アジア、アフリカ諸国との連携、④政治知識の啓発、国際情勢理解のための集會、⑤母親による家庭教育及び社会教育の振興、偏見教育の是正、犯罪と不良化の防止、交通禍から子供を守る運動、正しい民主主義の発展と道義社会の建設、をかねて行っている。その他組織強化対策として都道府県連婦人部の充實をはかるために市町村単位の婦人部組織の全域結成、そのための教育社会活動の拡大強化が重点的にとりあげられた。

民社会党—婦人対策部では14回婦人対策全国会議において19

63年度の活動目標として、①平和憲法を守り、憲法の完全実施、②民主主義の實踐と拡大、③婦人や子供の権利を守る、④生活の向上等の中に目標を掲げた。具体的な活動目標のうち、婦人の生活と権利を守るため、⑤家内労働法の制定、内職、パートタイム従事者の権利確保と組織化、⑥雇用の差別をなくし、婦人の職場を確保する、⑦諸物価の値上げに反対し、根本的物価対策を改めさせる、⑧保育所を始めとする幼児施設、児童保護社会福祉の充實、⑨乳児および母体の健康管理を国の責任において完全に実施させる、⑩母性の擁護、最低労働基準法の完全実施、⑪公営住宅の大量建設、上下水道等国家予算の増大、又、教育予算の大幅増額と父母負担の軽減、高校全入の實現をあげている。その他、組織対策として、末端組織までの婦人部の確立、日本婦人会議の拡大と強化をはかることをあげている。

民主社会党—民主社会党婦人対策委員会では民社党オマケ回全国婦人党員代表者会議において1963年度婦人活動計画を決議した。活動計画によると、①日本婦人教壇の会の組織化の推進—特に末組織の県を対象に単位教室の結成に努力する。②母性保障法立法化の推進—同盟会議傘下の労組婦人組合員、農村主婦についての母性保護状況実態調査、各層婦人へのPR、③内外諸団体との提携強化—特にカンパニア運動(新護憲、核禁、よび合うこども、文化運動、その他生活問題、婦人問題)をとおりての友好団体との連携の強化。④国際民主社会主義婦人連盟を中軸とする文書、人的交流の促進。その他、婦人党員、婦人議員の倍増を本年度の活動目標としてあげている。

日本共産党—特にいわゆる婦人対策というものは従来決定されていないが、1963年の活動はオマケ回全国大会において決定をみた日本共産党綱領、及び中央委員会政治報告

による「当面の要求」にもとづいた目標が引続き掲げられた。婦人の労働及び社会生活における不平等に反対し、婦人の民主的権利の拡大と地位の向上のためは、また、母親に対する援助と保護、国による保障の確立を中心任務とし、当面の要求として、性と年齢によるいっさいの差別待遇に反対し、同一労働同一賃金を実施し、家族手当法（母親が受取人）の制定、反封建的家族制度の復活に反対し、貧困、失業、災害事故などによる家庭の破壊に対し、その保護を法的に保障する。△生理休暇、出産休暇、育児時間を有給で完全に実施し、既婚婦人の労働継続権の侵害とたたかう△児童福祉の完全実施、託児所、母子寮等社会施策の拡充、保育内容と設備の改善を要求する等があげられている。その他婦人組織の拡充、強化があげられた。

II 婦人の組織活動

1. 概観

1963年における、全国組織をもつ婦人団体などの組織活動の状況を概観すると、前年に引き続き消費者行政をめぐる諸問題、保健衛生、公明選挙、子女の教育などの問題を中心にプレッシャーグループとして活発な活動を展開した。

消費者問題についてみると、38年におけるおひきつぎ消費者物価が上昇し、物価安定対策を政府に望む声が強かった。例えば主婦連合会、婦人民主クラブ、生活協同組合、労働組合等の参加による全国消費者団体連絡会の「物価をおさえる集会」（6月）や労組主婦会を中心とした「物価値上げ反対主婦の集い」（10月）が開催され、年間を通じ物価値上げ反対の請願、決議などが行なわれた。

一方、これら値上げ反対運動のみならず品質検査、研究集会などを含む消費者教育や消費者保護行政の整備、拡充のための活動も前年に引き続き活発に行なわれた。婦人団体では主婦連合会などが消費者運動を集中的に行なったが、その他の婦人団体、労組主婦会も積極的に消費問題を取りあげた。1月に行なわれた主婦連合会主催による第5回消費者セミナーでは関係機関への要望として、生活省の設置、米の配給制度の検討、電気、ガス税の全廃、生活用品の検査機関の拡充を決定した。このような婦人団体等の強い要望も一つの要因となって経済企画庁に消費者行政の総合調整を行なう国民生活局を設置する法案がヤマモリ臨時国会に提出されることになった。その他地方公共団体においても北海道商工部に消費経済課が新設されるなど、新しい消費者行政のための諸施策が講じられるようになって

きた。また、消費者行政を担当する官公庁に経済モニター、計量モニターが設置され、主婦が任命されるようになったことも婦人の組織活動によるところが少なくないようである。

その他、主婦連合会が国際消費者同盟に参加し、消費者を守るための諸情報の交換を目的とする国際的な活動を行なうようになったことも注目される。

子女の教育問題に関しては、前年の中心課題であった高校全入運動に対し、青少年の不良化の問題が大きくとりあげられた。全国的な組織をもつ婦人団体としての活動は顕著ではなかったが、地域婦人団体連絡協議会、地域母の会などで地域との密接な連携の中にも運動が展開されたのが特色である。例えば、東京都地域婦人団体連盟では母の定期集会で悪書追放運動に協力し、不良雑誌類を家庭からしめ出すことを申し合わせた。又東京母の会では「テレビ番組採点カード」の記入を呼びかけ組織的な番組監視をはじめた。その他深夜喫茶店などへの少年の立入を禁止する都条例の設置を呼びかけるなど積極的な関心を示した。この不良化防止に関連して、団地などで鍵を持って遊んでいる子供「鍵っ子」が社会的に注目され、共かせぎの是非をめぐって家庭のあり方が問題になったが、婦人団体でも「明るい家庭づくり」などの問題がとりあげられ、研究会、講演会なども行なわれた。共かせぎ是非とは別に、現実の問題として、乳児保育施設の増設、学童保育の必要が強調された。一方、女子雇用労働者の増加、婦人労働者の勤続年数が年々伸びていること等婦人労働者の構成にも変化がみられ、有夫者の割合も逐年上昇しているところから、働く婦人の保育所増設要求も、37年にみきつつき行なわれた。働く婦人の中核集会（5月）、若組青年婦人部の集会などでも生活に直結した切実な問題としてとりあげられている。都市勤労者家庭のみならず農村地帯においても、兼業農家の増加とともに農作業における主婦の負担

の増大が注目され、農作業と家事、育児とのかね合いの問題等が、12月に開催された全国農協婦人大会などでも取上げられた。農繁期の季節保育所の設置に婦人の力を結集するとともに、増設の保育所設置にまで進めようとする動きがみられる。また婦人の組織の力で季節保育所を共同で設けを事例もあるが、県市町村の予算にとりあげられることが必要だという認識に立って、県市町村当局への働きかけが行なわれた。

保健衛生に関する動きとしては、生活環境整備、交通安全、子どもの健康を守るなど、広い意味における家族の健康管理のための活動が行なわれた。例えば、主婦連合会が35年4月～10月に行なった「主婦の苦情調査」を見ると交通運輸、清掃についての苦情が多く、全体の苦情受け付け中それぞれ約一割を占めており、これらの苦情申し入れに対し、品質検査、行政官庁への申し入れなど組織的な解決がかなり活発に行なわれた。

平和運動についてみると、この35年の活動の中心は原水爆禁止の問題と、原水力潜水艦寄港に対する婦人団体のうごきである。前年のオタ回原水爆禁止世界大会において、ソ連の核実験再開をめぐり混乱するなど、核実験反対をめぐり運動は混乱したように見えた。35年のオタ回原水爆禁止世界大会（5月5日～7日）の開催と際して、日本原水協に加入している全国地域婦人団体連絡協議会では日本青年団協議会とともに「いかなる国の原水爆にも反対する態度をとることを要求し、核実験停止青年婦人懇談会のよびかけを行なった。この語り合いで「原水爆運動の統一は今すぐ望めないまでも青年、婦人団体がその井を正しい形で生み出して行く」といった方向が打ち出された。このオタ回原水爆禁止世界大会には全国地域婦人団体連絡協議会は無参加を表明していたが、社会党、総評等も不参加で、分裂状態となった。原子力潜水艦寄港をめぐり婦人団体は寄港反対の決議声明を行なうなど平和の問題に関する婦人団体の動き

にも活発なものがあつた。

公明選挙運動及び婦人の参政权行使についての活動に關しては、4月に行なわれたオカ回統一地方選挙と、10月に行なわれたオカ30回総選挙に際し、婦人団体の公明選挙運動や婦人が参政权をよりよく行使するための研究会、学習会等も活発に行なわれた。例之は婦人団体国会活動連絡協議会主催による「総選挙にとなえ4政党に政策を聞く会」(10月)が開催される一方、日本青年団協議会の中に選挙違反監視徹底本部を置き、公明選挙運動を効果的積極的に進めることとし、日本婦人自権者同盟、理選選挙普及会、日本青年団協議会等が主軸となって活動した。

その他、国会議員の歳費、諸手当などのベースアップに反対し、日本婦人自権者同盟、全地婦連、日本基督教婦人矯風会など婦人団体は衆参の議連委員長に対し、諸物価の値上かりの折国会議員の歳費を大幅に値上げしようとする事は不適当であり、公聴会を開いて民意に向うべきであると申し入れるなど、そのときどきの注目すべき社会問題に対しても活発な動きをみせた。

このような圧力団体としての活動のほか、昭和38年度全国家庭教育研究集会(10日)、オカ5回婦人週間(4月)、産養をなくす運動(12月)など前記の官庁主催の行事に協力する一方、各婦人団体主催の研究集会、講演会、定期総会なども開催している。

昭和38年中に、新たに結成された全国組織の婦人団体はなかつたが、36年～37年に結成された各団体の支部組織の充実など組織がために力が注がれた。

なお、日本婦人平和協会は39年5月婦人国際平和自由連盟日本支部と改称された。

また、国連N40国内婦人委員会には従来大学婦人協会、太平洋東南アジア婦人協会日本委員会、国際平和自由連盟日本支部、日本婦人法律家協会、日本婦人自権者同盟、日本基督教婦人矯風会、日本基督教女子青年会、日本看護協会などの団体が参加していたが、5月から日本有職婦人クラブが参加した。

2 婦人及び婦人の生活に關連ある要望

・日本有職婦人クラブ全国連合会は1月22日佐藤達夫人事院総裁あてに「女性の差別待遇撤廃に関する要望書」を提出した。要望の主旨は、憲法では法の下での平等をうたい、国家公務員法、地方公務員法では男女平等をきめているのに技術職の初級国家公務員の採用試験では女子の受験が締め出されているが、これは最近とくに問題となっている地方官公庁が女子職員を採用したくない傾向を助長するものである、というものである。人事院においては、この要望に対し、今後積極的に女子の勤める公務員の職種を開拓検討することになった。また、38年度採用計画では女子の受験制限は撤廃された。

・婦人国会議員は映画「温泉芸者」が売春防止法をないがしろにするような内容をもっている問題とし、2月7日「温泉芸者」を観覧し、その後大映本社、映倫に抗議し、国会で取りあげることになった。また、婦人団体では日本基督教婦人矯風会が永田大映社長あて、○売春を安易に取り扱っていることは看過できない、○売春防止法の旨点を教える結果になると思われる、○ろくあ者の基本的人権を正しく評価せず偏見の的に取り扱っている、などの諸点をあげ「温泉芸者」の上映を中止することと今後の自粛を求めた要望書を送付した。

・オカ5国会に提出された、国会議員の歳費引上げについて主婦連合会は1月29日、全国消費者セミナーにおいて反対の決議を行なった。また2月15日には、日本婦人自権者同盟、全国地域婦人団体連絡協議会、東京キリスト教女子青年会、日本看護協会、日本基督教婦人矯風会、日本婦人平和協会、主婦連合会の7団体が反対理由、運動方針につき協議し、○歳費の大幅値上げに反対する、○公聴会の開催を要求

する。○地方議員へ波及することは必至であるといったことを決定した。さらにこの団体の代表は、19日、衆参両院の議運委員長をたずね、諸物価が値上りしている時、国会議員の歳費を大幅に値上げしようとするのは不相当であり、公聴会を開いて民意を問うべきである旨を申し入れた。

・衆参婦人議員懇談会（衆議院議員7名、参議院議員17名で構成）は6月14日子どもの誘拐事件等発生に対処するため超党派で対策を講ずることとし、関係当局より事情を聴取するとともに、都議会、区議会の婦人議員に呼びかけ、都内の児童遊園地の実情について直接の設置管理者である区の婦人議員から報告を聞いたが、いずれも児童遊園地数の不足、施設の不備、予算不足による増設不可能が報告され国々援助が要望された。

・かねてから全国各地で配給米と特選米の比較をフツけて来た純粋主婦会は、特選米を基準に照らして調べたところ、合格品は皆無に近い状態の上、配給米との差があまりないことなどをあげ、特選米制度の積極的な存在意義なしとして、7月10日からひらかれた米価審議会に配給米制度一本にするように要望書を提出した。

・日本基督教婦人矯風会では10月10日、国家公安委員会に要望書をおくり、「深夜喫茶」について取締まりの強化をのぞくと共に、トルコ風呂、ヌードスタジオなどについても、風俗営業法の対象として取締まりができるよう法の抜本的改正を実行するよう要望した。

・婦人民主クラブはかねてから出産費用の全額国庫負担をアピールしていたが、10月20日この運動をすすめる懇談会を開催、婦人民主クラブのほか婦人団体連合会、婦人月間実行委員会、日本看護協会、日本婦人会議、新日本婦人の会、くらしの会、全日自労等若干の労組、社全党、共産党等から

も出席があり、推進委員会をつくるつとなどを申しあわせた。なお、オス回懇談会は11月1日、東京で開催された。

・特別国会で衆参両院は、通信費や滞在費等、国会議員の諸手当月額約8万円を値上げした。去る3月に歳費、手当等月額約5万5千円値上げし、世論の強い反対をうけたが、今回の値上げに対しても、12月18日日本婦人有権者同盟と連帯選挙普及会は成立直前に両院議院運営委員長に対し、反対を表明した。

・婦人民主クラブでは11月9日国鉄鶴見と三池三川駅でおこった大惨事に対し、犠牲者や遺族に万全の補償をおこらう、石田国鉄総裁、池田首相等に抗議文を送った。また新日本婦人の会でも11日抗議声明を行ない、労組、主婦会に激励文を送り、カンパ活動を行なうことになった。

3 消費者保護

・主婦連合会主催のオ5回消費者ゼミナールが1月28日、コタ日の2日間にあたって東京で開催。「販売方法の悪化と消費者」についての片岡一郎慶大教授の講演の後、食品と添加物、よりよい買手となるためにという二つの分科会に分かれ研究討議がおこなわれた。関係機関への要望として、①国会議員の歳費大幅値上げ絶対反対、②早急に生活省を設置せよ、③政府は諸物価の値上がり防止のために本気で施策を講ぜよ、④米の配給制度を根本的に検討せよ、⑤電気、ガス税を全廃せよ、⑥消費者の手による消費者のための生活用品の検査機関を作る、の諸項目が掲げられた。

・オ5回「新生活と貯蓄」全国婦人のつどい、が東京で1月30日、31日にわたって開催された。これは新生活運動協会、貯蓄増進中央委員会主催で、主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、全国農村婦人組織協議会、全国漁協婦人部連絡協議会、全国未亡人団体協議会の協賛によって開かれたもので、「変貌する経済と私たちの暮らし」と題する平沢和重氏の講演と、四つの分科会に分かれてのパネルディスカッションが行われた。テーマは、○生活に自主的な設計を、○地域社会を豊かにするために一社会性を身につけよう、というもので、それぞれ体験発表に続いて意見発表、討議が行われた。

・日本消費者協会主催のオ1回消費者大会が5月23日開催された。同大会は1人1人では弱い立場の消費者が手を結び理想的な消費生活を実現しようという意図で開催されたもので、消費者討論会「家庭用品品質表示法にのぞむ」、日用品の価格引下げ、消費財への物品税全廃などの決議、買いものコレテスト等が行われた。関係官庁、日本化学

繊維協会、日本電機工業会など業者側からの出席もあり、主婦500人が集まった。

・主婦連合会主催のオ15回主婦大学が6月9日、11日、13日の3日間東京で開催。「流通革命と消費者」(宇野政雄早大教授)、「国会報告」(奥むめお主婦連合会長)、「物価と経済」(木内信胤世界経済研究所長)、「医者、患者、健康」(大渡順二保健同人社長)、「舞の社会時評」(平林たい子氏)等の講演、工場見学が行われた。

・日本消費者協会は消費者啓蒙教育についての事業の一つとして37年から消費生活コンサルタント養成講座を実施してきたが、38年の同講座が6月10日から7月10日まで東京で開催された。同講座の目的は、各地婦人団体、一般公共団体、官庁関係など一般の消費者の生活指導に関連する職域及び地域のリーダー養成ならびに一般企業における従業員の生活指導者の養成、あるいは家庭用品のメーカーや流通機構に消費者問題の理解と認識を深めるなどであり、今回は個人及び婦人団体からの受講者、公共団体、私企業からの出向者など60名を対象に経済学、商品学、家政学等の講義や実習等が行われた。なお、修了者47人のうち21人は主婦である。

・日本生活協同組合連合会婦人部全国協議会オ6回総会が6月11日開催、昭和38年度活動スローガンとして、①消費者主権の確立をめざし生協婦人活動をさらに強めよう、②買物かごを私たちの生協に結集し消費者運動の拠点を強かにしよう、③家計活動を通じ物価値上げを断えよう、④商品研究をさかんにし、浪費姿勢に立ちむかう、⑤研究活動をつみかさね、めざましい活動家をふやそうを決定。役員として、委員長に永谷晴子氏、委員長に加納きく氏のほか各名を派出。

。全国消費者団体連絡会（婦人団体、生活協同組合、労働組合等が参加）主催の物価をおさえる集会在東京で6月17日開催された。主婦、学生、勤労者等約200名が集まり、それぞれの立場から、物価値上りの状況が報告され、消費者の結集をさらに強めていくと話し合われた。

。物価をおさえる婦人請願デー実行委員会（総評婦人部、総評主婦の会、生協婦人部、消団連、母親大会連絡会、婦人民主クラブ、日本婦人会議で構成）主催の物価をおさえる婦人集会在7月4日東京で開催され約500名が参加。値上げ反対の運動報告、物価値上げに対する政府の責任を追求する決議等を行ない、国会に請願のデモ行進を行なった。

。主婦連合会は消費者物価の値上がりに対し、都内の安くて良心的な店を推せんするとし、7月10日、10円の豆腐を売っている業者10数人を招き、良い店を激励する会を開いた。

。日本婦人教室の会は民社党、電労連等と共に電気ガス税の完全撤廃をめざして全国的な運動をおこなうこととなり、8月1日から明年3月までを運動の第一期としてすすめることとした。

。国際消費者同盟は9月20日、主婦連合会の加盟を認めた。この同盟は消費者の利益を守るため諸情報の交換を目的に1960年に設立されたもので、1963年6月に国連の経済社会理事会の諮問的資格をもつ民間団体となった。現在、米英等15カ国の17団体が加盟しており、本部はオランダのハーグに置かれている。なお、日本では財団法人日本消費者協会がすでに加盟している。

。総評が提唱していた「物価対策国民会議」の結成第一回総会が10月11日東京で開催され学識経験者、労働団体代表等

約150人参加、同会議の世話人10氏のうち婦人は評論家丸岡秀子氏、日本母親大会実行委員長河崎なつ氏、日本婦人会議事務局長山下正子氏である。

。主婦連合会15周年記念大会が10月15日東京で開催、奥むめお会長のあいさつ、「15年の歩み」映像、10年以上主婦連参加団体の表彰と、討論会「明日の暮らしを築くために」（講師—美濃部亮吉教育大学教授、古屋綱正毎日新聞社論説委員）を行なった。また消費者運動と研究を進めることを誓い、あわせて政界に次の6項目を要望する決議が行なわれた。○経済成長を急ぐより根本的な物価安定の対策をすすめよ、○生活省を新設し消費者行政を一本化せよ、○所得税など大幅減税をはかり税金の使い方を厳正にせよ、○国民に住宅や宅地を豊かに与えよ、○公明選挙の実現を計り、会社の巨額な政治献金を禁止せよ、○生活環境、社会保障の整備充実を計れ。

。主婦連合会では10月16日東京で苦情の窓口全国代表者会議を開催、講演「消費者の苦情はよい商品を買える」にひまづつぎ、37年度苦情の集計報告、同処理報告、地元報告が行なわれ、次いで懇談会「繊維品の苦情について」が開かれた。関係官庁として経済企画庁、通産省、業界側は日本繊維協会、全日本縫製服製造工業協同組合、商工会議所指導部からの出席があった。

。同盟会議主催、新生活運動協会、日本消費者協会共催による消費者運動研修会が東京で10月17日開かれた。これは民社党と同盟会議が協力して進めている物価値下げ運動の一環として開かれたもので、各地方同盟会議の活動家や主婦代表が参加、講演「消費経済の動向と消費者運動」、討議「消費者運動の考え方、進め方」が行なわれた。

。「重税と高物価に反対する中央国民集会」が11月2日東

京で母親大会実行委員会、農民組合、商工団体、各労組など約60団体5500名が参加して開かれ、「物価値上げ反対」国会請願10万名の署名を提出。公共料金引上げ、増税阻止などの大会宣言の採択ののち、デモ行進を行なった。

・総評、中立的労組、総評主婦の会が中心になって「物価値上げ反対主婦の集い」を11月16日東京で開催。○主婦の力で家計の赤字解消へ。○台所の声を政治に反映させ値上げを主婦の力で阻止しよう。の目標で主婦、労働組合員等が集まった。なお、この日は各地で値上げ反対全国統一行動もなされた。

4. 子供の教育

・第2回全国保育問題研究集会が8月24、25の両日、愛知県岡崎市で開催された。参加者550名の大半は20代保母で、記念講演「文化運動としての保育」（関西保母研会長）ののち、四つの分科会で、○今日の子どもを全面的に発達させる保育条件と方法の探求、○保育内容（領域・教材）の系統化とその実践、○職場の問題と保育者の生活の向上、○保育所づくりと保育政策の展望をテーマに討論がおこなわれた。

・東京都内には乳児保育の無認可の保育所が約100ヵ所あるが、この無認可の保育所にも公の援助を無認可保育所連絡協議会の結成の準備がすすめられている。この結成準備会は11月に東京社会福祉協議会に共同募金の配分を請願、12月には都議会へ請願をおこなった。

・全国社会福祉協議会連合会保母会は11月25日保母大会を開催し、大蔵省と厚生省に現在の平均賃金12,800円と実働9時間の待遇を国家公務員並にあらためること、及び保育条件の改善のため保母の受け持数を3才未満児5人につき1人、3才児15人につき1人、4.5才児20人につき1人にするよう陳情した。なお、その他国会議員等関係者にも陳情をおこなうことに決定した。

5. 保健衛生、生活環境改善

。下水道促進会議ではオヨ回下水道促進全国婦人大会を7月21日東京で開催。全国から約300人の婦人が参加。関係官庁、各政党婦人局長、協賛の婦人団体（主婦連合会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟）代表等からの祝辞、「下水道の財政について」（地方財政審議会委員荻田保次）の講演ののち、①下水道及び終末処理場事業の促進について、②水洗便所の促進について、③下水道事業財源について、④婦人の協力方法についての討議、ならびに地域の実情と要望の発表を行なった。来年度は大幅な関係予算を設けるよう決議して建設、厚生等関係大臣や各政党に陳情した。

。栄養改善普及会主催（新生活運動協会、全国家庭科教育協会、日米大豆協会共催）によるオノ回全国台所会議が10月15、16の両日東京で開催された。15日は「もっと油をとりました運動」の発表大会で、主婦と高校生による実績発表が行われ、2日目は全国リーダーと準リーダーの研修講座「食生活改善のためのリーダーのあり方」「前をきのくらしについて」のテーマで話し合った。

6. 平和運動

。2月18日原水協の体質改善運動と並行して原水爆禁止問題を話し合おうと、日本青年団協議会及び全国地域婦人団体連絡協議会が中心となって核実験停止青年婦人懇話会のよびかけがおこられ、そのオ一回会合が東京で開かれた。山高全地婦連会長、高橋日青協副会長のほか、総評青年、婦人部、社青同、全産、新産別、主婦連、日本婦人有権者同盟、日本基督教婦人矯風会、東京キリスト教女子青年会、民社青連、日本婦人教壇の会の各団体からそれぞれ個人の資格で出席、運動統一をまねける問題点について意見交換を行なった。この話し合いで原水禁運動の統一は今すぐには望めまいが、青年、婦人団体がその芽を正しい形でのばし、新組織は作らず、連絡会議により意見を交換することが確認された。

。新日本婦人の会は3月4日中央委員会でも米原子力潜水艦の寄港などの反対を決議、5日郵務局長ほか代表が国会をおとすれ、首相、衆、参議長に要求書を提出、ケネディ大統領にも同趣旨の要望書を送付した。また日韓会談即時打ち切りをも決議した。

。婦人民主クラブでは4月8日の常任委員会でも原子力潜水艦の日本寄港に反対の署名運動をおこすことを決定、ひうくよびかけを行なった。また、4月17日には婦連連会長柳田不登、婦人民主クラブ副委員長石井あや子、新日本婦人の会代表委員阿部ちとせ、全日自労婦人部長大直俊氏ら代表7名は首相官邸と外務省をおとすれ、米原子力潜水艦の寄港について抗議文を手わたした。

。護憲連合会では5月1日から7日までを憲法週間とし、護憲全国代表者会議、憲法を守る国民大会と大行進、憲法を守る婦人集会を開催。この婦人集会は日本婦人会議が世話役と

あり、東京で開催された。「憲法をめぐる状態とこれからの運動のすすめ方」について討議ののち、講演「平和と憲法」が行われた。

。日本婦人有権者同盟では5月11、12の両日第19年次総会を開催し、席上原子力潜水艦寄港反対の声明を行なった。

。日本母親大会実行委員会では参加団体代表が5月28日、アメリカ原子力潜水艦寄港、F105水爆機闘機日本配備、東京知事選での選挙妨害などに対する抗議をするため内閣官房長官、外務、自治大臣、アメリカ大使館、都道府、警視庁などを訪れ、それぞれ責任者に決議文と申し入れ書を手交した。

。世界連邦京都婦人の会は5月30日京都で総会を開き、全世界の婦人に核兵器の廃棄と平和を呼びかける、「日本婦人アピール」を採択した。

。人権を守る婦人協議会（日本婦人会議世話役）では6月13日、各界婦人154名が署名した「原子力潜水艦日本寄港に反対する婦人へのアピール」を発表し、内閣官房長官、科学技術庁、原子力委員会にアピールを手渡し、寄港反対を要請した。また、今後の活動に関してこのアピールを地方自治体段階で生かし、浸透させることを決定した。

。事実上機能停止していた日本原水協は6月27日常任委員会を再組織を決定。これに対し全地福連と日青協はつぎのような主旨の共同声明をおこなった。「13団体原水禁運協議会（緑部、社会党、日青協、地福連など）はいかなる国の原水爆にも反対という原水禁運動の基本原則にもとづき五つの原則を提示、大同団結のため話し合いを度めて来たが、総評、社会党は一方的に共産党と交渉をすすめ、三団体間の協

定で現成事実をつくりあげた。この行動に対し、早急に正常な路線に従って行動することを希望する」

。核禁会議の核兵器禁止全国大会が8月5、6日の両日広島で開催され約2000人が参加、同時に東京はじめ全国で被爆者救済の資金カンパと核兵器禁止の署名運動を開始した。核禁会議に加盟している婦人団体は日本婦人教室の会、全日本婦人連盟、関西主婦連合会、全茨城県主婦連合会である。また、日本原水協のオタ回原水爆禁止世界大会は5日から7日まで開催されたが社会党、総評等には不参加で、分裂状態となった。全国地福婦人団体連絡協議会もかねてから、原水協がいかなる国の原水爆にも反対する態度をとることを要求していたが、問題の解決されていない今大会には不参加を表明した。

。オタ回世界連邦世界大会（32カ国・47団体加盟、会長湯川秀樹氏）が8月24日から27日まで東京で開催され、また28日から30日まで京都で世界連邦世界協会総会が開催され、世界連邦日本建設同盟日本婦人協議会（会長湯川スミ氏）も参加した。なお、世界連邦世界協会の理事として49名中日本から11人選出され、うち婦人は湯川スミ氏と森田俊文氏（同婦人協議会役員）の両氏。

。婦人連傘下の新日本婦人の会、全日自労婦人部、婦人民主クラブなどの代表6名が9月3日米大使館とベトナム大使館を訪ね、南ベトナム問題について抗議。米大使館に対してはベトナムからの米軍撤退を要請、ベトナム大使館に対しては仏教徒への迫害をやめ人民を弾圧する戒厳令を解除するよう要請。なお、婦人民主クラブでは、ゴ大統領宛の抗議文とケネディ大統領宛の申し入れ書をそれぞれ手渡した。

・12月23日東京で日朝婦人懇談会が開かれた。主催は在日朝鮮女性同盟で、出席者は婦団連柳田小三、社会党議員戸叶里子、AA連帯委田中寿美子、新日本婦人の会小笠原貞子の諸氏のほか、出版研協、子供を守る会などで「祖国自由往来、日韓会談紛争」などにつき話し合った。

7 公明選挙、婦人の参政権行使

・日本婦人有権者同盟は3月20日、東京で各党の婦人対策をきく会を開いた。講師には自民党婦人局長紅露みづ氏、日本社会党婦人対策委員長高田存子氏、民社党婦人対策前委員長本島百合子氏、日本共産党婦人部副部長岸田重次氏で、同盟会員のほか各政党婦人部関係者、婦人団体等からの参加もあった。

・選挙法改正運動協議会（日本青年団協議会、全国地域婦人団体連絡協議会、日本婦人有権者同盟、日本建青会、友愛青年同志会、全国政治をよくする会、理想選挙普及会などにより構成）では統一地方選挙にさいし選挙違反摘発本部を4月2日、日青協内に設置し、監視、その他の連絡にあつた。

・前掲選挙法改正運動協議会は4月18日、大野自民党都選挙対策本部長、東京都知事に対し、さきの都知事選における東派のニセ証紙、ハカマの不正流用、立会演説会の組織的妨害等の悪質な違反が、国民の選挙に対する不信と疑惑を増大させ、民主政治の危機を招いたという見地から、その道義的責任を追求する旨の申し入れを行なった。

・選挙法改正運動協議会の代表8名は、6月17日東京都知事に面会、自発的兼任による選挙のやり直しを要望、申し入れ書を手渡した。また、9月23日、同協議会の代表7名は早川自治大臣と会見し、公職選挙法改正についての要望書を手渡し、選挙法改正について陳情した。

・オ30次総選挙に対し、公明選挙、理想選挙の実現をはかる一環として、日本婦人有権者同盟、日本基督教婦人矯風会、日本看護協会及び政治連盟、婦人国際平和自由連盟日本支部、東京エリスト教女子青年会、全国地域婦人団体連絡協議会、理想選挙普及会の主催により婦人会館後援の「総選挙にそな

えど政党内政策を聞く会」が10月26日東京で開催された。各政党代表者は主催者側の質問要項、①日中及び日韓問題、②物価高騰抑制策、③憲法改正の是非、④公明選挙に対する考え方等につきそれぞれ所信を述べたあと、質疑応答が行われた。

8 会合等

・国連N40国内婦人委員会主催の国際連合オ10回総会報告会が東京で1月14日開かれた。報告会は国連総会に政府代表代理として出席した久保田ギヌ女史を迎えて開かれたもので、政府代表代理高橋寛女史（外務省国連局長）より総会の概要についての報告、政府代表代理久保田ギヌ女史（立教大学助教授）よりオ3委員会の報告が行われた。オ3委員会は人権と自由を扱う委員会であって12項目の議題が審議されこの中にはオ16総会から継続審議となっている婚姻に関する条約案が含まれているが、16総会で実質条項の審議が終わり、17総会では実施条項の提案審議が行われたことが報告された。

・オ8回全国農協婦人大会

全国農協婦人組織協議会はオ8回全国農協婦人大会を1月23日から25日間にわたって東京で開催。全国から組織代表1,300名が集まった。第1日はグループに分かれての話し合い。オ2日は実績発表会、オ3日はグループの報告、全体討議、申し合わせ等が行われた。本年の話し合いテーマは「農村の現実をみつめ、暮らしを高めるためにいかに協同活動を発展させるか——先輩の経験を生かし若い人々の実践力を結ぶ「暮らしの協同設計」の活動を活発にするために——」であり、実績発表テーマは「協同活動による営農と生活を高めている内容」というもので、昨年1年間とりおけた「暮らしの協同設計」というテーマの積み上げの上の協同活動がこの大会のテーマとなった。4分科会にわかれ、①どんな問題があるか、②組織はどうとりにくんでいるか、③今後の運動をどうすすめるかについて話し合ったが、営農へのとりくみ、後継者養成、保育所設置、主婦農家の諸問題等が真剣に話し合われた。

。財団法人福祉会館主催の「38年度婦人関係予算をきく会」が7月26日東京で開かれ、農林省生活改善課長、文部省婦人教育課長、労働省婦人少年局服務課長、厚生省生活課、母子福祉課の係員がそれぞれ婦人関係予算について説明、質疑応答が行われた。

。日本婦人団体連合会が8回総会が2月21日東京で開かれ、傘下団体の婦人民主クラブ、日本生活協同組合婦人部、全日自労婦人部、北海道平和婦人会、京都民婦連、兵庫県婦人評議会、杉並母親連絡会、松本母の会、全国貸本組合婦人部代表が参加。昭和38年度活動方針とし、「婦人の権利を守り、子どもをいとおしめ、独立と平和を守る」を決めた。なお、新役員として会長柳田みき（新日本婦人の会）、副会長小笠原貞子（北海道平和婦人会）大道俊（全日自労）、岸木たか（婦人民主クラブ）事務局長城ゆき（京都民婦連）の各氏を選出した。

。婦人月間実行委員会主催によるオノノ回婦人月間が3月8日から1月間実施された。本年の婦人月間スローガンは、○戦争と失業と貧乏をなくすため、すべての婦人は手をつなぎましよう、○婦人の働く権利の確立と同一労働同一賃金を勝ちとりましよう、○世界の婦人と手をつなぎ平和共存、民族独立、完全雇傭を勝ちとりましよう、というもので8日には各地で国際婦人デーの集会が開かれたが、東京では約2000の婦人が集まり国際婦人デー中央集会が開催された。

。日本女性同盟の総会が3月24日東京で開かれ、本年度の運動方針等を決定した。

。全国地域婦人団体連絡協議会のオク回全国地域婦人団体指導者研修会が3月25、26の両日東京で開かれ、「国士美化運動」と「消費者運動のとりくみ方」について話し合った。

。全国婦人相談員連絡協議会が3年次総会が3月26日東京で開催された。今年度目標として、①婦人保護予算の獲得、②ザル法の目をきき、世行を阻止、③転落防止対策の強化、④婦人相談員の身分の確立があげられ、「私どもは、人通りの母体である婦人福祉のため、公娼制度復活のムードをたかき、法改正をすすめ保護対策の強化に努力することを決議します」という決議が採択された。なお、会長に西村好江氏が三選、副会長に関和枝、小沢えいの三氏が選出された。

。大学婦人協会のオノ回通常総会が4月7日東京で開かれた。本年度事業計画として国内奨学金増与、アジア地域女子留学生奨学金増与、国外奨学生推せん、在日外国人会員と交歓親善、留学生女子会館の建設計画推進、アジア地域女子留学生受入状態及び女子留學生の調査、国際学生遊覧民協連運動への参加、日本と外国との教育および文化の交流などを決定。役員として、会長北村孝、副会長村井孝子、竹内和子の諸氏を選出。

。オノ回全国婦人の集い（実行委員長船山登美氏）が東京で4月8、9の両日開かれた。この集いはオノノ回婦人週間行事として開催されたもので、中心スローガンは「みんなで話し合おう、行動しよう、住みよい社会をさくため」というもので講演、分科会討議が行われた。分科会のテーマは、①労働条件と職場環境、②技術革新と婦人労働者、③新しい時代の人間関係、④女性保護のために、⑤地方自治と私たちのくらし、⑥消費生活と明るい生活設計、⑦都市を公営から守るために、⑧学校教育と制度、⑨健全なる子供を育てるために等であった。

。第6回福祉会議が4月10日東京で行われた。主催は日本基督教婦人矯風会、平和協会、東京YWCA、全地婦連、

看護協会、婦人有権者同盟で、「私たちは何故婦人参政権を求めたか」をテーマに討議。次の事項を申し合わせた。①当面する統一地方選挙に対し、選挙違反をみのがさず、取締り当局に対し、違反の厳罰を要望しましょう。都庁すいせん町内会すいせんの弊害を除くよう努力しましょう。②選挙を金のかからない正しいものとするため、公職選挙法及び政治資金規正法の改正に努力しましょう。③わが国有権者の半数を占める私共婦人は、常に政治教育の徹底に努力し、投票にあたっては、良識ある批判眼となり、民主主義政治の確立に役立ちましょう。

・日本婦人有権者同盟の第19年次総会が5月11、12の両日、東京で開催され、運動方針を決定した。その決定によると①38年秋より39年夏までに予想されている総選挙にそなえ、このための政治啓蒙及び公明選挙運動を強力に展開しましょう。②現行憲法を支持する立場で、憲法調査会の答申をみまもり、改憲反対運動を展開しましょう。③もつとも身近な上下水道、清掃、し尿問題をとりあげ、これを政治と直結させその解決をはかりましょう。④支部所在地の自治体の予算を検討することによって、税金のゆくえをたしかめ、これが適正に使われるよう努力しましょう。⑤会員の増加に努め会の財政を確立しましょう。というものである。役員が改選され会長市川房枝（継続）、副会長小林晴枝（継続）、荒巻よしみ（再選）宮森とし子（新）の各氏を選出。

・日本看護協会は昭和38年度通常総会を5月11、12の両日新渾で開催した。総会では保健婦助産婦看護婦法の根本的改正、公衆衛生看護従事者教育訓練の充実、保健婦助産婦看護婦等教育機関の設置費補助、保健婦助産婦看護婦学生および看護婦生徒の修学金増額、医療法施行規則第19条の合

理的な改正、基準看護の改正、病産院における助産婦職員の設定と定員数の制定、新生児のための看護職員の定員化、看護事務従事者の労働条件および待遇の改善、働く婦人のための乳幼児保育施設設置などの陳情事項を決定。会長に林盛衣を再選。

・第8回働く婦人の中央集会が5月12、13の両日東京で開催された。スローガンは、○戦争と失業と貧乏をなくすためすべての婦人と手をつなぎ平和共存、民族独立、完全軍縮をかちとりましょう。○世界の婦人と手をつなぎ平和共存、民族独立、完全軍縮をかちとりましょう。というもので賃金問題・組織問題、平和問題、保育所問題をテーマに討議が行われ、又特別分科会では繊維と医療に働く婦人の問題が討議された。

目標として男女同一労働同一賃金、大巾賃上げ、最低賃金制の確立、合理化反対、働く権利の確立、憲法改悪反対、完全軍縮、日韓会談、核武装反対がかかげられた。

・全国女の会の全国大会が5月15日から18日の4日間にわたり東京で開催され、中央委員として羽仁恵子、植村幸、桐淵とよ、山野敏子の4氏を選出。「婦人の友」60周年にあたり、会勢を有力にするため家庭生活に関する活動をさらにくりひろげることが決定された。

・国連WGO国内婦人委員会は、5月15日東京YWCAで、国連の第17回婦人の地位委員会に出席した労働省の谷野婦人少年局長から報告を聞いた。

・国連憲章記念日にあたり、日本国際連合協会主催の国際理解のための婦人セミナーが東京で6月26日開かれた。同協

会長佐藤尚武氏の講話に続きNHK解説副委員長館野守男氏「冷戦の新局面と日本の進路について」、外務省参事宮屋文七氏、「国際連合の在り方」、労働省婦人少年局長谷野せつ氏「世界の婦人」の講演が行われた。

・全日本婦人連盟才三回総会が5月25日東京で開催され、経盟報告、会計報告、役員選出、運動方針決定、宣言、決議が行われた。決議事項とし、○日本及び世界の平和と繁栄のための明るい社会の建設、○交通網防止、犯罪防止、○国土美化、○全日本婦人連盟の拡充強化があげられた。

・日本婦人平和協会は1963年度総会を5月26日に開催、規約改正が行われ、会の名称を婦人国際平和自由連盟日本支部と変更。また、米原千力潜水艦寄港反対の態度をとることを決定した。なお、役員改正の結果、会長に菅友都子（再選）、副会長に野々宮初枝、鈴木布美の各氏を選出。

・全国地域婦人団体連絡協議会は6月18、19の両日、昭和38年度総会を岐阜市で開催。第1日目は全国地域婦人団体総会とし約700名の参加のもと、伊藤早氏の講演「地域婦人会に何を求めること」、全体討議、①国土美化運動1年の体験と今後の問題について、②地域における青少年対策のすすめ方について、③公明選挙の反省について等話し合われた。大会宣言には、○社会直義を商場して、国土を美化します。○政治的関心を強め、公明選挙を推進します。○地域における青少年の健全育成のために社会浄化をはかり、家庭教育の振興につとめます。○消費者として物価問題に一層の関心をもち、生活をまもる力を身につけて、経済活動を推進します。の4点が盛りこまれた。2日目は年次総会を開催、新年慶

事業計画及び予算を決定、今年度の中心目標を子どもの問題、物価問題、政治の腐敗問題におくことが決定された。

・日本婦人教室の会才三回全国総会が6月29、30の両日東京で開催され、昭和38年度の活動方針として、①組織の強化拡充、②社会との連携をむく運動をすすめる、③国際交流の推進、④執行部体制の強化、⑤財政の確立が決定された。

また単独議案として、○愛の貯金運動の展開——災害や施設の慰問のため、○いこいの家設置運動をすすめる、○物価値上げ反対運動をすすめる、○護憲運動をすすめる、○平和運動をすすめるなどを採択、新役員として会長赤松常子、副会長阿部静枝、守本しほ、船山啓美の各氏を選出。

・総評主婦の会はオタ回定期大会を6月18、19日の2日間に行われ東京で開催。スローガンは、○内職や残業をしないでむすむ大幅賃上げ、時間短縮をかうとりましょう、○物価値上げに反対し、生活に自主性をうちたてましょう、○主婦会のない組合にも働きかけ、地区には主婦協をつくりましょう、○すべての人とまっとうなま、子供の幸せ、平和のためにたちあがりましょう、というもので、①消費生活と私たちの生活、②家計簿からみた栄養と税金、③地域で活動をはるめるには——住民税、PTA、ゴミ等の三分科会に分かれて話し合いを行なった。なお、会長橋田とし子（国録）、副会長金沢千代（地評）、神やす（全鎮）の各氏を選出。

・オタ回日本母親大会が「生命を生み出す母親は、生命を育て、生命を守ることを望みます」というスローガンのもとに8月21、22日の両日東京で開催され、分科会、全体会で○子供の問題、○生活と権利、○平和の問題等4ノテーマが

会場で開かれ、154項目に及ぶ分科会の申し合わせ、決議、大会宣言等の採択が行われた。全国から約1万5千人の婦人が参加。

。全労青婦対策委員会、新婦同盟会議、新生活運動協会共催による第3回婦人研修会が8月29日から3日間新潟で開催された。「婦人の労働条件」(和田春生全労書記長)、「婦人労働者と人間関係」(村田岩雄東洋大教授)、「慰労問題」(中村勝範慶大教授)等の講演が行われた。

。総評オモ回全国婦人代表者会議が9月6、7の2日にわたり東京で開催された。「婦人労働者の力を結集して婦人部組織の確立と労働組合の強化をはかろう」を柱にスローガンは、①大巾賃上げ、男女同一労働同一賃金、全国一律最低賃金制の確立、②合理化政策に反対し、婦人の働く権利を確立する、③憲法改憲反対、平和と独立、民主主義を守る、④婦人(対)部組織の確立と強化、⑤地域共闘をうながす婦人運動の前進をはかる、というもので「原子力潜水艦日本寄港反対に関する決議」「物価値上げ反対に関する決議」「保育所設置に関する決議」が採択され、内閣総理大臣、官房長官、各府企局長、厚生大臣にそれぞれ陳情を行なった。

。総評主催の会では10月21日東京で全国代表者会議を開催、全国から100名の代表が参加。この会議は総評の秋闘の一環として開かれた「平和と民主主義、生活と権利を守る中央集会」の一環として開催され、高校全入問題、母親運動、原水禁運動、物価問題等につき学習した。

。全国漁業協同組合連合会及び同婦人部連絡協議会共催によるオモ回全国漁協婦人部大会が10月23、24の両日東京で開催され講演、実績発表、分科会討論が行われた。大会決議は、

- ①全漁家が家計簿をつけ、生活の計画化と合理化をはかるために、生活改良普及員の増員を要望します、
- ②次代をになう漁村青少年の育成をはかります、
- ③豊かな漁村建設のため沿岸漁業構造改善に努力します、
- ④漁業協同組合の事業に全面的協力をします
- ⑤日韓漁業交渉の早期解決の実現を要望するといふもので、また、漁災補償制度早期樹立についての陳情を決議し、首相、大蔵、農林、商、大臣、自民、社会、民社各党に陳情した。

。全国未亡人団体協議会、全国社会福祉協議会主催の昭和38年度全国母子福祉研究集会が10月31日東京で開催され、厚生、労働大臣等の祝辞、母子福祉行政説明、新年度大会処理報告、研究討議(①母子福祉法の制定、②その他の母子福祉対策、③未亡人団体の運営)、宣言、決議等が行われた。

。日本婦人会議はオモ回総会を11月29、30の両日東京で開催。昭和39年活動方針、予算を決定。39年度議長団として松岡洋子、田中寿美子、高田ちほ子、事務局長に山下正子の各氏を選出。

・オノ9回全国農協婦人大会が「農村の現実をみつめ、農協運動への理解を深めいかに暮らしを高めるか——先輩の経験を生かし、若い人々の実践力を結ぶ暮らしの協同設計活動を活発にすすめるために」という統一テーマのもとに12月5、6の両日東京で開催された。

農村の労働力不足、婦人の労働過重、現金収入を得るための出稼ぎ、農村婦人の健康管理、子どもの教育と育児、農家生活の都市化など身近な問題が討議された。

Ⅳ 国際交流

ノ 国連関係会議参加

・オノ7回婦人の地位委員会がニューヨークで9月11日から27日まで開催された。日本政府代表として谷野芳樹省婦人少年局長が出席した。今回の主題は、婦人の政治的権利、人権の分野における助言サービス、婦人の教育の機会、私生活上の婦人の地位、結婚婦人の国籍、結婚の承諾、最低年齢および結婚の登録に関する助言案、後進国における婦人への援助のための関連援助などである。

○ オノ8回国連総会が9月17日から開催された。政府代表代理として日本婦人法学家協会会長久米愛氏（弁護士）が出席。同氏の担当は社会・人権・文化等を扱うオ三委員会である。

ヌ 婦人組織の国際的活動

○ 国際自由労働・国際産業別組織の婦人労働者のための合同諮問委員会オ8回会議が4月27日から5月3日までウィーンで開催され、世界15カ国から婦人労働者の代表約60名が参加した。日本からは全職同盟船山登美氏（自由労働婦人通信員）が出席。会議は工業先進国の婦人労働者の要求、後進国の婦人労働者の直面する問題等と取りあげた。なお、氏は5月6日から16日まで通板で開催された自由労働主催の婦人労働者問題に関する婦人セミナーにも参加した。

○ 国際民主婦人連盟主催によるノワ63年度世界婦人大会が6月24日〜29日の6日間モスクワで開催され、ノワカ国から約2,000人の代表が参加。婦人の幸福と平和問題について論議し、「あらゆる信条、人種を越えて世界平和をかりとろう」の平和アピールを採択。日本からは鍋田心美氏と団長に41名が参加した。

○ 世界基督教女子青年会総会が9月28日から10月11日

までデンマークで開催され、日本基督教女子青年会代表として世界基督教女子青年会常任委員の光明照子氏（日本基督教女子青年会々長）及び今井万里子氏（日本基督教女子青年会総幹事）また、一般会員から渡辺眞子、関屋綾子の両氏。正式傍聴者として杉浦定子氏の5氏が出席。

○ 国際民婦連は東ベルリンでノ2月7日～ノノ日に関評議員会を開催し、46ヵ国約ノノ名の代表が参加した。日本から菊田アサノ（日共婦人部長）、成ゆき（婦国連副会長）の2氏と現地の米原美智子氏が参加。

○ オタ回国際女医会総会がマニラで世界30ヵ国、約200人の女医を集めノ月初旬に開催された。日本からは、日本女医会々員ノ名が参加。統一テーマは「医師と親教育」について。

3. その他婦人の海外視察等

○ 国会議員の海外視察団の一員として、市川房枝氏（参議院議員、無所属クラブ）は8月26日羽田を出发、アフリカ諸国・ソ連・北欧等を訪問。また、山本杉氏（参議院議員、自民党）は8月27日羽田を出发、欧州・中近東・東南アジア諸国を訪問。

○ 文部省のオム回婦人教育外国研究活動としてノ5人の婦人からアメリカ・カナダ・欧州A・Bの4班に分かれて9月28日羽田を出发、約ノヵ日間各国を視察した。アメリカ班は橋本和子（大阪府婦人団体連絡協議会理事長）、角春枝（奈良県地域婦人団体連絡協議会理事長）、大橋敏子（阪本女子大学同窓会々長）、山田多美子（東京基督教女子青年会々員幹事）。カナダ班は橋本キク（佐賀県母子連盟会長）、多田翠雪（広島県婦人懇話会役員）、高田栄（滋賀県地域婦人団体連合会々長）。欧州班Aは並河貞子（島根県連合婦人会々長）、

高木寿美子（大阪府教育委員会社会教育主事）、岡村千代（岐阜県地域婦人団体連絡協議会副会長）、大田緑子（福島県教育委員）、欧州班Bは松葉静子（大阪市婦人団体協議会々長）、窪住やよい（兵庫県連合婦人会常任理事）、高口佳子（日本助産婦会兵庫県支部長）、興村目子（愛知県教育委員会社会教育主事）。

○ 米国国務省の招待により小林時枝（日本婦人有権者同盟副会長）、関根敏子（婦人国際平和自由連盟日本支部総幹事）、田中里子（全国地域婦人団体連絡協議会事務局長）、堀浦暢子（NHK婦人学校世話人）、三巻秋子（主婦連合会副会長）の5氏はノ月ノ日羽田を出发、約2ヵ月にわたり米国各地を視察。この招待は合衆国文部省教育交流法に基づくもので、昨年は5人の婦人議員が招待された。

○ 中華人民共和国婦女連合会から婦人団体連合会宛に招待があり横井多美子（東京民婦連）、吉田隆子（新日本婦人の会）、吉沢志津（いしずえの会）、柳田てるし（全日自労）、中野好子（新日本婦人の会）、佐藤俊江（北海道平和婦人会）の6氏がノ月ノ日より、約3週間各地を視察。

○ オーストラリアのシドニーでオム回母子福祉大会がノ月25・26日の両日間催されたが、招待された全国未亡人団体協議会から、守田厚子（同会副会長）、と池川昌子（大阪社会事業短期大学講師）の両氏が出席した。これは昨年オーストラリア未亡人協会書記長ウェイト女史が来日し、全国未亡人団体協議会と意見交換など行なった経緯から両団体の親交と国際親善のために招待されたものである。

○ 同盟会議は全下組合代表5名からなる婦人分断チームをノ月ノ日米国に派遣した。これは日米両国政府が共同で実施しているノラ63年設労働関係交流計画にそとづき米国国務省の招きで来米したもので一行は吉田芳子（新国労）、鈴木光（

新三菱)・主藤光子(明電舎)・渡辺綾子(東電)・望月道子(全職)の5氏で米国を約50日間視察。

△ 外国婦人の来日等

○ 4月1日、18名からなるカナダのYWCA会員旅行団が来日。一行は日本のキリスト教女子青年会々員との話し合いを通じて両国民の理解を深める目的で来日したもので、逗留にわたり旅行団と同数の日本キリスト教女子青年会々員とセミナーを行なった。とりあげられた問題は次の諸点である。

「双方の文化的背景の理解」、「大きく変革しつつある家族のあり方、その中での婦人の役割再認識」、「戦場における今日の婦人の役割の再認識」、「戦場における今日の婦人の地位と役割の自覚」、「キリスト教国における非キリスト教国におけるキリスト教の関与とキリスト者の責任」、「平和について」等。

○ ドイツ連邦共和国連邦保健大臣、ドクター・シュヴァルツハウプト女史が4月10日から開催されたオノ5回婦人週間の特別来賓として労働大臣の招待により来日し、婦人週間の諸行事に参加した。その間労働大臣・婦人少年局長との正式会談、婦人指導者との懇談、婦人労働に関する講演、厚生省訪問、その他大阪、広島での会合出席、工場視察等を行ない、7日帰国。女史は、オノ61年係便省が新設されるにあたって初代の、また西ドイツ初の婦人大臣となり、今日に至るまで西独閣僚中唯一の婦人大臣である。

○ オノ10回世界連邦会議が5月24日から30日までの6日間東京、京都で開催され、同会議のインド代表としてラジヤン・ネール女史が来日。女史はインド婦人連合会々長、赤十字会長、インド国連協会々長として活躍。

▽ 褒賞等

○ 昭和37年度朝日賞(朝日新聞社が文化、社会奉仕、体育部門に業績のあった人を表彰するもの)の社会奉仕部門に徳永裕氏(二葉保育園々長)と沢田美喜氏(エリザベスサンダースホーム園長)が選ばれた。(1月16日)

○ オノ9回フローレス・ナイチンゲール記章の授章式が6月26日に行なわれた。ナイチンゲール記章は1年おきに授与されるもので、今回は阿部八重氏(横浜赤十字病院看護部長)、古野みづ氏(三重県山田赤十字病院看護部長)、川島清氏(高知県農業協同組合連合会自営病院総務長)に授与された。

○ 昭和38年度に紫綬、藍綬褒章等と授与された婦人は次の人々である。

藍綬褒章＝小笠原嘉子(母と学生の会常任理事)、鳩山薫(共立女子学園理事長)、甲斐喜与(全国地域婦人団体連絡協議会副会長)、古賀みづえ(ガールスカウト日本連盟理事長)、中村ハル(中村学園理事長)、松田いさを(保育所長)、太田マキ(民生委員)、河東田ヨシ(看護施設長)、岡村ふく(病院長)、本田トヨ(母子寮協議会理事長)、汐海志け(保育所長)
紫綬褒章＝飯田蝶子(女醫)、豊沢小住(女義太夫三味線方)、竹本素女(女義太夫)。

黄綬褒章＝鈴木モヨ(昭和医科大学付属病院助産婦長)、山口啓子(舞踊教育)、一戸マエ(助産婦)、高橋さのへ(同上)、沢路きん(看護婦)、原田静江(助産婦)、田中マサ(保育)、南ミナ(看護婦)、丹羽美代(助産婦)、鶴巻つね(同上)、津坂サキエ(看護婦)、川村きり(助産婦)、高野春子(同上)、大森ハナ(東芝電気工場嘱託)。

Ⅶ 地方のうごき

最近一、二年間における婦人の生活に關係のある県段階の地方行政、婦人団体の組織的活動について、かなり顕著な変化が見られるので、とくに、注目される点について若干述べておこう。

はじめに、県行政における婦人問題についての組織（懇談会・協議会・研究会など）についてみると、多くの都府県が設置しており、昭和五年においても、婦人問題などに関する研究・審議が行なわれた。この関係の業務の主管課は婦人児童課が多いようで、なかには、総合的な施策を検討する立場にある企画室が担当しているところもある。この構成員は各種婦人団体幹部、児童福祉関係の民間団体役員、などで県側は、県議会議員、知事、副知事、教育長、関係部課長などである。このような婦人問題に関する組織はもたないが、知事の諮問機関として、消費問題、生活科学の観点から審議会、研究会などを設置し、委員に婦人団体役員、婦有識者を委嘱して、何らかの形で婦人の声を県政に反映させるようにしているものが少なくない。

婦人の休養、教養のための施設（農山漁家生活近代化センター、母子福祉センター、耐く婦人の家など）が、かなり多くの地域に設立されてきているのも最近の特色の一つといえよう。これらの施設の設置は、多くは国の事業として国庫補助が与されているが、例えば、岡山県における「ママの別荘」のように県が独自に設置しているものもある。

つぎに、婦人団体の組織状況についてみると、昭和五年に新しく結成された日本婦人会議、新日本婦人の会などの県支部結成が昭和五年においても目につく。一方、地域における児童育成組織としての母親クラブや、青少年不良化防止・交通安全など警察の業務に關係のある母の会などが増加している。これらの組織に加えて、更生保護婦人会連盟、農家生活改善クラブなどの県段階の連絡組

織も少しずつできてきているようである。このほか従来から組織化されている地域婦人団体、農・漁業協同組合婦人組織、労組主婦会などがあり、婦人の組織は、階層・構成などによる分化の傾向がすすんでいるように見られる。

県段階の婦人組織の活動状況のなかで目につくことは、地域の調査研究活動が行なわれているところが少ない点で、このような実情把握の上に、組織的活動がすすめられているようである。

おわりに、中央官庁の主催する婦人の生活に關係のある行事や、全国組織婦人団体の全国大会などが、地方都市の施設整備に伴って、地方都市で開催される例が目につくことを指摘しておこう。例えば、厚生省主催の行事のところで述べたとおり、昭和五年に初めて実施された「母相を面む家庭婦人の懇談会」が金沢市で開催されており、また、婦人の組織活動のところで述べたように、全国地域婦人団体連絡協議会の全国大会が岐阜市で開催されている。

ノ 婦人に関係ある行政機構のうごき

(1) 地方行政機構の改革

(母子福祉関係)

○ 大阪府民生部児童課が婦人児童課と改称され、婦人福祉係が新設され、婦人保護を扱うこととなった。

○ 福岡県民生部婦人児童課に児童扶養手当係が新設、所掌事項は児童扶養手当に関する事。

(働く婦人関係)

○ 青森県厚生部が民生労働部と厚生部に改組された。

(母子衛生)

○ 愛媛県厚生部公衆衛生課栄養母子係が同部予防課栄養母子係に改組された。

○ 岩手県、熊本県保健所に保健婦長のポストが新設され、それぞれ保健婦が婦長のポストに就任。

(消費者行政)

○ 北海道商工部に消費経済課が新設された。これは企画部物価対策係より分離したものである。

○ 長崎県企画室に文化・生活課が新設された。消費者保護行政を積極的に推進するためのものである。

○ 愛媛県企画室生活係が企画部企画調整課生活係に改組された。

(2) 条例等の制定・改定

(婦人教育)

○ 昭和37年に看護婦等修学資金貸与制度実施要綱が定められ、都道府県の行なう看護婦等修学資金貸与事業について国庫補助がなされるが、和歌山県・佐賀県・香川県において新たに貸与条例が制定された。

○ 昭和38年4月の保母修学資金貸与制度実施要綱の制定により都道府県の行なう保母修学資金貸与事業を行なうことになったが、青森県・三重県・愛媛県・高知県・福岡県に保母修学資

金貸与条例が制定された。

(母子福祉)

○ 佐賀県・香川県の世帯更生資金貸付事業の補助に関する条例の一部改正が行われ、住宅資金中に転宅費が加えられた。又、福井県母子福祉資金貸与制度が改正された。

(応答対策関係)

○ 徳島県、佐賀県、香川県では婦人更生資金制度要綱にそとく婦人更生資金貸与条例の一部改正が行われ、転宅資金の創設、生業資金の貸付限度額の引上げ、償還期限の延長がなされた。

○ 福井県婦人相談所の運営要領の一部改正が行われ、婦人相談の対象が一般婦人問題にひろげられた。

○ 愛知県迷惑行為防止条例の制定により、コールガール斡旋の防止につき規制が行われた。

(その他)

○ 長野県警察本部に婦人指導員(ママポリス)が設置され、長野警察署、松本警察署に各々4名が配置された。又、徳島県警察本部に10人、徳島県警察本部に3人のママポリスが採用された。

(3) 新規施設

ノタム3年においても前年に引き続き、婦人会館、母子福祉会館、保育施設、母子健康センター、農山漁家近代化センター、働く婦人の家など婦人の生活に関係の深い施設が全国的に設置された。これらは国庫補助をうけて設置されたものが多いが、県独自の立場から設置されたものとしては岡山県のママの別荘がある。

(4) 婦人の地位向上及び福祉に関する主な施策行等

(婦人の地位向上)

○ 婦人連間の趣旨にそった行等が全国的に多岐に展開された。例えば東京都においては東京中央婦人会議、都民婦人の集いの開催、一人一奉仕活動の各地区実施などがとりあげられた。

○ 婦人問題の対策樹立のため調査等が行なわれた。岩手県農林課生活改善係では独自の立場から農家婦人の生活調査、就労調査が行なわれた。

○ 婦人問題の対策樹立、企画、あるいは婦人に関する諸問題について研究、協議を行なうため、多くの都府県（西日本に多い）女性問題対策協議会、県婦人懇話会等の機関が設けられている。メンバーは関係機関、婦人団体代表、婦人有識者等である。また、栃木県婦人児童課では婦人行政を効果的にするために、婦人問題連絡会議を組織し「婦人福祉の現状とその対策」（昭和5年3月）を刊行した。
（働く婦人）

○ 働く婦人の福祉運動の行方として婦人労働講座が大部分の府県において開催されている。その他働く婦人の集会、講習会、研修会等が開催された。また鳥取県においては文部省の委嘱で企業内職場婦人学校を開校し、生産技術の修得、人間関係等につき学習を行なった。

○ 北海道においては炭坑離職者の主婦を救済婦として就職させるための無料職業紹介事業を行なう財団法人が設置された。

○ 福井県職業安定審議会では若年労働力の不足に関連して、既婚婦人等県内の労働力の有効活用をはかるために、乳児施設、託児施設の増設を、答申した。

○ 秋田、宮城、三重、広島等において働く婦人のための休育事業が推進された。
（婦人教育）

○ 婦人学校の学習活動の充実、本組織層に対する対策の推進のための婦人学校生大会が大部分の都道府県において実施された。また婦人学校研究会、婦人学校実態調査等が行なわれた。

○ 新潟県では女子教育と社会教育の問題を審議するため「県女子教育振興審議会」を設置されており「女子教育振興に関する

施策について」の建議をノズ日ノ日に行なった。また福井県では婦人学校研究協議会を設置し、家庭教育・家族の人間関係についての審議が行なわれた。

○ 新潟県社会教育課では家庭教育指導員を2名設置した。兵庫県では県下にヌメノの幼児教育婦人学校を開校した。

○ 婦人団体指導者育成のための婦人団体幹部研修会等が多くの府県において開催された。また、県社会教育課主催による婦人団内研修会、婦人大会、婦人団体幹部研修会、婦人教育懇談会、県婦人問題研究集会等の諸行事が行なわれた。

○ 埼玉県における婦人に対する指導教育を新減、秋田等ととりあげた。
（母子福祉）

○ 母子家庭を明るくする運動強調月間が北海道・千葉県において実施され、県末亡人団体との連けいのもとに母子家庭のあり方等についても検討が加えられた。石川県富山県など大多数の府県において母子福祉大会が開催され、また母子世帯休養会、優良母子世帯、母子福祉功労者等の表彰などもおこなわれた。

○ 未亡人母子世帯に対する出張相談が千葉県などで行なわれた。また、一方、母子福祉推進員研修会、母子婦人相談員研修会、未亡人母子世帯指導者研修会等が各都道府県において開催されている。高知県においてはオク回全国母子寮研究協議会が開催された。

○ 東京都は低所得母子世帯2万人を対象として母子休養事業「ママの休日」を実施した。
（母子衛生）

○ 家族計画の啓蒙指導推進、家族計画大会等が全国的に開催された。青森県では新婚家庭を対象に「新しい家庭設計の手続」を配布。

- 妊産婦、乳幼児の保健指導、助産施設等の運営、主婦対象の健康診断等が全国的に行なわれた。長野県において、家族の健康を守る全国主婦のつどいが開催された。

(家庭福祉)

- 高知県では農村婦人大学が開催された。これは農業構造改善に伴う生活改善のための農家主婦の自主的な生活改善推進のためのリーダー養成を目的としたものである。その他農家生活改善、主婦労働の合理化のための各種研究会、講習会が多くのもでとりあげられた。
- 全国的に農家生活改善実績発表会が開催された。農家婦人の生活調査、農家における家計簿記帳運動が静岡県、和歌山県等で行なわれた。
- 兵庫、和歌山等において内職公共職業補導所の行なう内職開始調整に関する業務の円滑な運営のための内職相談員が設置された。

(消費者行政)

- 北海道では消費生活相談員を道内に30名設置。また兵庫県では生活科学担当参事を設置し、物価対策、生活科学化のためのセミナー、研究会、懇談会を開催した。
- 北海道、兵庫、富山県等では主婦による消費生活モニター、消費生活向上促進連絡員、計量モニター制が設けられた。例えば北海道においては、道内の主婦500名が月1回のアンケートに答えることになっている。
- 兵庫県生活科学審議会は県知事に対し生活の科学化の推進に関する意見を述べた。

(危春対策)

- 更生資金貸付、婦人相談所運営、婦人保護施設の運営等が本年も全国的に行なわれた。
- 東京都では東京オリンピック大会に際して風紀的環境の浄化、観客防止などの啓蒙運動を実施。

2. 婦人の組織活動

(1) 新組織の結成

日本婦人会議、新日本婦人の会が昭和37年に結成され、本年は組織がために力が注がれたが、日本婦人会議では岩手県、島根県、長崎県に支部が結成された。新日本婦人の会では福井、鳥取、長崎の各支部が結成された。その他、県労組主婦の会(宮崎、福井)、更生保護婦人会連盟(岩手、静岡)、母と子の幸せを高める会(鹿児島)、県連合婦人会消費生活協同組合(長野)、農家婦人クラブ(岐阜)、内職グループ山百合会(神奈川)などの結成が報告されている。一方、商店主婦の会、地域児童育成組織としての母親クラブ、防犯母の会などの結成が進行しているようである。

(2) 主要な組織でとりあげられた活動目標と活動状況

主要な組織でとりあげられた1963年の活動目標と活動状況は次のとおりである。

- ① 組織の拡充強化—組織強化に関連して指導者養成のため指導者研修会、幹部研修会等が行なわれた。例えば秋田県等では、全県婦人問題研究会への参加、幹部研修会等が積極的に実施されている。また石川県では比叡三県婦人問題会議が開催されている。その他、末端組織の拡充、道地における組織化等がとりあげられた。
- ② 学習活動の推進—婦人問題、政治教育、消費者問題など、各組織によってとりあげられた問題はさまざまであるが、多方面にわたる学習活動が行なわれた。例えば長野県連合婦人会では社会的良心の涵養、家庭の問題、生活と経済、婦人と政治、老後の問題の5項目を重点目標としてかけ、各市町村単位で具体的な問題と取りくみ学習活動をすすめていく計画が立てられた。また福島県婦人団体連合会では生活問題研究会と福島県下数ヶ所で開催し「私たちの暮らしと政治」

につき研究会を行なった。

③ 婦人の地位向上—婦人週間テーマを中心に各婦人団体で婦人週間行事、婦人大会開催等の活動が行なわれた。鳥取県連合婦人会では活動目標として、「社会的良心を育てよう」というテーマをかかげ、会員研究発表大会等を開催された。

④ 生活の合理化—農村の婦人組織では暮らしの共同設計、家計記録帳運動、月給貯金農家の推進、共同貯蓄、主婦労働軽減のための農作業の協同化、共同炊事、共同保育、規則正しい生活の推進、家族計画の徹底、母体保護、健康診断等を実施した。都市の婦人組織では生活技術向上等のための講習会、研究会等を行なった。その他、労働力不足への対策として農家あそびの育成、結婚相談所の開設が行なわれた。例えば兵庫県農協婦人組織協議会では年々農村婦人問題研究会を開催し「暮らしの共同設計」活動を推進するための単位農協婦人部を拠点としたグループ活動を展開し、生活及び営農の改善を行ない、生産性の向上、農家所得を高めるための実践活動を統一的に実施することになった。

⑤ 母子福祉—母子福祉貸付金の償還貯蓄組合、お母さんの旅行貯蓄組合の推進、母子福祉貸付金の適正運用と償還の相談指導、母子福祉大会、母子世帯調査研究等が行なわれた。また、母子福祉総合支援運動、母子家庭を明るくする運動、内職紛争、中高年令婦人の雇用促進要求等の活動が未亡人団体を中心に行なわれた。例えば青森県青蘭会連盟では愛媛県母子福祉連合会、香川県未亡人連合会、徳島県未亡人連合会との共催により四国ブロック母子福祉大会を開催し、「母子福祉の諸制度・現状と問題点、今後の母子関係について」の研究討議を行なうと共に、「母子福祉法の制定促進」ほか7項目を決議した。

⑥ 消費者保護—消費者保護に関する各種研修会が各県婦人団

体でとりあげられた。また消費者の声を反映させる「苦情の窓口、消費者の窓口」が婦人団体をとって設置された府県が多い。苦情相談、ゴミ、し尿処理の実態調査、環境衛生改善要求等も行なわれた。例えば秋田県においては県婦人会館に「消費者の窓口」が開設され消費者の声を集約し、業者へ消費者の声を反映させるためのルートが作られた。

⑦ 青少年の健全育成、子どもの健康管理—高校増設、高校全入運動とならんで青少年の非行防止の問題がとりあげられ、その誘因とみなされる俗悪テレビ、悪書追放、はらびに深夜喫煙の廃止運動が行なわれた。例えば東京母の会連合会では俗悪テレビ番組追放のためのカード作成を行なった。また愛媛母親クラブでは母と子の20分読書運動を行なっている。その他、非行防止を活動目標とした交通安全母の会が青森県で結成され、群馬県母子団体では「夕食をとりにしよう」運動等家族ぐるみの話し合いが活動の目標にあげられた。

また、労働主婦会をはじめ農村婦人団体を中心に、保育所増設、学童保育所の改善がとりあげられると同時に、保育の労働条件の改善、教育費負担の軽減運動が行なわれた。

⑧ その他—ひきつづく物価値上がりに対し、値上げ反対集会、陳情等が行なわれた。その他、脱脂ミルク反対運動、医療費値上げ反対運動、社会保障制度の確立を要求する運動が行なわれた。また平和を守るための核実験反対運動、厚労省(超等)反対運動なども行なわれた。